

中国のモバイルペイメントの利用状況とそのデータ活用 の動向

中国のモバイルペイメントの決済額は年間 3000 兆円を超えるまでに成長してきており、小売店やレストラン・自動販売機といったオフラインでの支払い、ネットショッピングやコンテンツ購入などのオンラインでの支払いはほぼ全てモバイルペイメントでできるようになっている。最近では、外出の時に財布をもたずにスマートフォンだけを持っていくという中国人が増えてきた。

現在ではモバイルペイメントの普及は一巡し、単に現金決済の代わりに支払いに使えるというだけでなく、そのインフラの上に様々なサービスを構築したり、収集したビッグデータを活用するという「モバイルペイメントの応用段階」になっている。例えば、レストランではモバイルペイメントと結びつけた注文サービスで業務を効率化させるシステムが広く採用されている。また、モバイルペイメントの2大プラットフォームのアントファイナンスとテンセントは、様々なネットビジネス企業と資本・技術提携を行い、モバイルペイメントを軸に自社のエコシステムを広げようとしている。モバイルペイメントのデータ面での応用としては、その決済データを用いて個人や中小企業の信用リスクを評価し、少額貸出を行うサービスが始まっており、開始して数年で30兆円規模にまで急成長している。

中国のモバイルペイメントの活動は中国の中だけにとどまらない。アントファイナンスは、アジアを中心にモバイルペイメントの海外展開を行っており、現地の有力金融企業に出資・提携したうえで、中国国内で培ったモバイルペイメントや関連ビジネスのノウハウを提供しており、すでに中国外に7億人のユーザーを抱えるまでになっている。

中国人民銀行（中央銀行）などの金融規制当局は、当初モバイルペイメントの普及を優先し規制や指導監督を緩やかにしていたが、近年モバイルペイメントやその決済データを活用したサービスが急激に成長すると、様々な規制・制度を導入し指導監督を行っている。しかし、あまりにも急激にモバイルペイメントやネット少額貸出が成長したことや、モバイルペイメントやネット少額貸出などのサービスが既存の金融規制の枠組みと大きく異なることから、その規制や指導監督は様々な試行錯誤が試みられている。また、モバイルペイメントのビッグデータは誰のものか、だれが利用するかという問題をめぐりアントファイナンスなどの事業者と政府当局との綱引きが見られる。

本稿では、モバイルペイメントを用いたビジネスや海外展開などの状況について述べるとともに、中国金融規制当局がモバイルペイメントやネット少額貸出に対する規制・指導監督を試行錯誤しつつも強化している状況について説明する。また、モバイルペイメントの決済データなどのビッグデータの活用状況と、ビッグデータを巡るアントファイナンスと規制当局との綱引きの状況について紹介する。

< 目次 >

第1章 モバイルペイメントの利用状況

中国のモバイルペイメントは、年間決済規模が 3000 兆円を超え、ほとんどの市民の支払いのための生活基盤として定着している。モバイルペイメントの利用方法の多様さや、モバイルペイメントを活用したレストランなどでの DX の状況などについて紹介する。

第2章 モバイルペイメントの仕組みとプラットフォーム

中国のモバイルペイメントの特徴である、「第三者決済システム」の仕組みと、その 2 大プラットフォームのアントファイナンスとテンセントについて紹介する。

第3章 モバイルペイメントを起点にした新規事業の広がり

モバイルペイメントがタクシー配車サービス、フードデリバリー、シェアリングビジネスなどの新産業の基盤となっていることや、アントファイナンスやテンセントが、モバイルペイメントを軸としてエコシステムを拡大している状況について紹介する。

第4章 モバイルペイメントに関する制度・規制の動向

第三者決済機関向け決済機関「網聯」の設置や 1 日当たりの決済額に上限を設けるなどの、金融規制当局によるモバイルペイメントの規制・制度作りの状況について紹介する。

第5章 中国式モバイルペイメントの海外展開

アントファイナンスは、中国国内で培ったモバイルペイメントのノウハウを活用してインド、バングラディシュ、パキスタン、タイ等の現地通貨の決済に進出し、国外ですでに 7 億人のユーザーを抱えるまでになっている。その海外進出の形態などについて紹介する。

第6章 決済データの応用例 信用評価と少額ローンでの与信判断

モバイルペイメントの決済データを活用した応用事例として、個人や中小企業の信用評価と少額ローンにおける与信判断が挙げられる。アントファイナンスは、モバイルペイメントの決済データを分析して与信判断に利用し、個人や中小企業向けの貸し出しを 2019 年末までに 2 兆元（30 兆円）にまで拡大している。このような少額貸し出しの仕組みと、中国人民銀行が信用情報を収集するために設立した「百行征信」について紹介する。

第7章 非銀行系融資への規制とアントファイナンスの最近の動向

中国金融規制当局は、フィンテック企業が関係するネット少額貸出業務に対する規制を段階的に強化している。一方、ジャック・マー氏は講演の中で「バーゼル合意は『老人クラブ』だ」などとコメントし、金融規制当局の規制よりも自由な環境を求めている。非銀行系融資に対する規制の強化やフィンテック企業に対する指導の状況について紹介する。

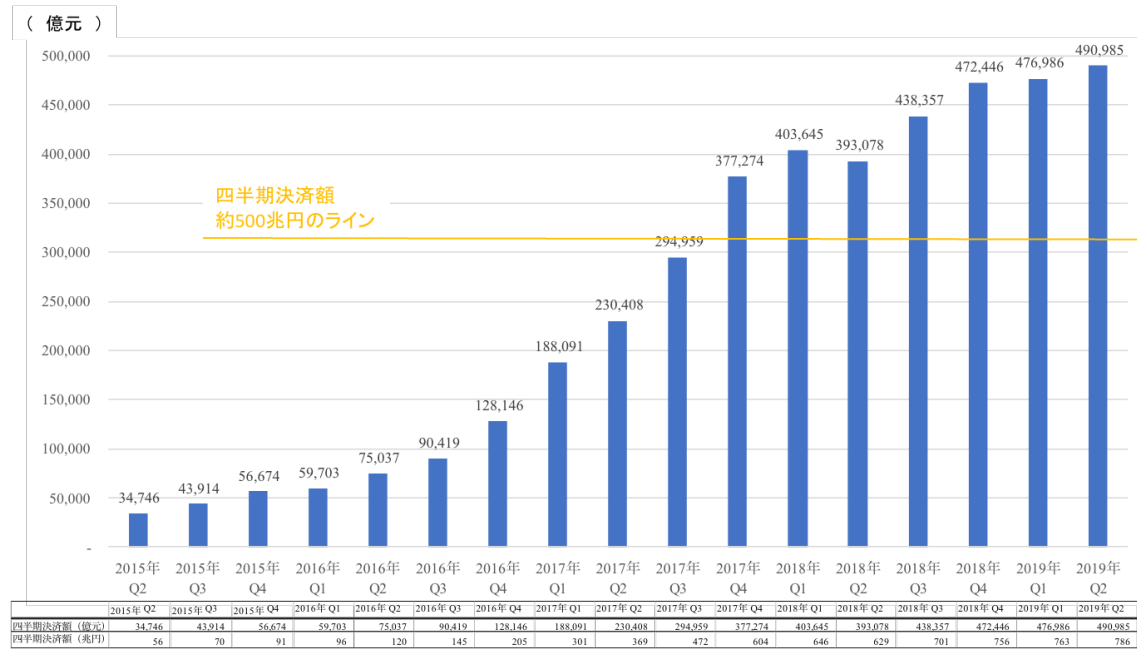
第1章 モバイルペイメントの利用状況

中国のモバイルペイメントの決済額は、2014 年ごろから急速に増加し、2019 年には年間 3000 兆円を上回る水準に達した。中国の街中での支払いはほとんどが二次元コードを用いたモバイルペイメントで行われるようになり、レストランや小売店だけでなく、地下鉄の自動改札や飲料などの自動販売機などもモバイルペイメントで行われるため、外出の際に財布を持ち歩かなくなった中国人も多い。一方で、外出先でスマートフォンの電池切れは死活問題となるのでバッテリーのシェアリングサービスが広く流行している。また、モバイルペイメントの高い普及率を背景に、レストランの注文や支払いなどの業務プロセス自体がモバイルペイメントを前提としたものに変更されている。

モバイルペイメントはレストランや小売店などでの「オフライン」の支払いだけでなく、ネット通販やフードデリバリーなどの「オンライン」でのサービスでも広く利用される。

ここではまず、オフラインとオンラインでのモバイルペイメントの基本的な利用方法と、モバイルペイメントがオフラインで既存ビジネスをどのように変えているかなどについて見ていきたい。

第三者モバイル決済の決済額の推移（四半期ベース）



直近4・四半期の決済額合計は3000兆円

資料： Analysys 易観「中国第三方移动支付市场季度观测报告」 1 元=16 円で計算

(1) オフラインでの利用（小売店や飲食店などでの利用）

オフラインでの利用は主に二次元コードを仲介として決済を行う方法が普及している。その利用方法は、「支払い側」と「受取り側」のどちらが二次元コードを見せるのか、または二次元コードを読むのかによって大きく2つに分けられる。

① 顧客のスマートフォン・アプリ上の二次元コードを店舗が読み取るもの

コンビニエンスストアやスーパーなどのように POS がある店舗のほとんどでは、店舗側が顧客のスマートフォン・アプリ上の二次元コードを読みとることで、決済が行われている。POS のような設備がない飲食店や中小小売店でも、2018 年ごろから二次元コードの読み取りに特化した簡易なスキャナーが普及しており、ほとんどの小売店・飲食店で店舗側が二次元コードを読みとる方式になっている。この方法では販売側が決済金額を入力する方法とも言える。

顧客のスマートフォン・アプリ上の二次元コードは、一定時間ごとに変更される「動的コード」である。例えば、スマートフォン上の二次元コードの写真を盗み撮りされても、その二次元コードは1分程度で使えなくなるため、悪用される危険は低い。

② 店舗の二次元コードを顧客がスマートフォン・アプリで読み込むことで決済する

小規模な店舗や露天などでは、店舗に紙で貼り付けられている二次元コードを顧客がスマートフォン上のアプリケーションで読み込み決済する場合が多い。決済する金額は顧客がスマートフォン・アプリ上で入力する。決済の開始に必要なものがモバイルペイメントの口座と二次元コードを印刷した紙だけであるため、個人間の決済や学校でのバザー、サークルでの集金などありとあらゆるところで使われる。

使用される二次元コードは紙に印刷されて店頭に貼られているものなので、当然時間とともに表示が更新されたりしない「静的コード」である。使用するコードが動的コードか静的コードかは、決済の安全性に関連するため、どちらを使うかによって1日に決済できる上限額に違いがある（後述）。

二次元コードを用いた決済の方法

	金額の入力	使用コード	使用シーン
店側が顧客の二次元コードを読む	店側が POS など で集計・入力する	動的コード	コンビニ、スーパー、比較的大きな 飲食店、自動販売機など。
顧客が店側の二次元コードを読む	顧客がアプリ上 で入力する	静的コード	小規模店舗、露天、個人間取引等



(2) オンラインでの利用（ネット通販などのアプリ上での決済）

オンラインでの利用は、ネット通販（アリババやジンドンなど）やフードデリバリー（メイタン、ウーラマなど）、自転車等のシェアリングサービス（モバイク、ofo、ハローバイクなど）、タクシー配車サービス（ディディなど）など様々なサービスに用いられる。

決済の際には、たとえばメイタンのアプリで注文をすると、決済の際に WeChat Pay のアプリケーションに画面が転換し、支払いが終わるとメイタンのアプリケーションにもどるという方法が一般的である。アプリケーション上でモバイルペイメントが利用される際には、基本的に二次元コードを介して支払いを行うことはない。

余談ではあるがオンラインでのモバイルペイメントでも二次元コードを利用するシーンが僅かながら存在する。たとえばパソコン上で電子書籍などを購入する際にモバイルペイメントを利用する場合であり、パソコン上に表示された二次元コードをスマートフォン上のモバイルペイメントアプリケーションを使ってスキャンすると、決済が完了する。

(3) オフラインでのモバイルペイメントの利用の拡大

2017 年ごろになると小売店でも飲食店でもモバイルペイメントでの支払いが一般的な方法として定着する。この頃からモバイルペイメントが、支払い以外の様々なサービスと組み合わせられて使われるようになる。ここでは、飲食店でのモバイルペイメントの応用について紹介する。

2017 年ごろから、飲食店でテーブルごとに異なる二次元コードが貼られているところが見られるようになった。飲食後に、客がモバイルペイメントのアプリケーション（アリペイや

WeChat) でこの二次元コードを読み込むと、アプリケーション上にそのテーブルで食べた料理のリストと料金が表示され、その場で会計できるようになる。モバイルペイメントのための二次元コードは 1 つの店舗に対して 1 つ限定されず、複数あってもいいことから、このような利用方法が可能になっている。

また、2018 年ごろからは、支払いだけでなく、注文自体もモバイルペイメントのアプリケーション上で行う店が増えた。客は店に入ると、モバイルペイメントアプリケーションで自分のテーブルの上の二次元コードを読み込む。するとスマートフォン上にその店のメニューが表示されて注文ができるようになる。ここで料理を選び、モバイルペイメントでの支払いまでを済ませると、料理が運ばれてくる。これは、フードデリバリーのアプリケーションで家から料理を注文する方法を、実際の店舗の中でも行っていることに近い。

飲食店でモバイルペイメントの APP を使って注文や会計を行う手順



モバイルペイメントによって小売店や飲食店の営業はずいぶん効率化された。以前の中国の飲食店や小売店では従業員が売り上げを盗むことを恐れて、会計は経営者かその家族だけが行えるところが多かった。たとえば、大きな百貨店で服を買う場合には、以前であれば、買いたい服を選んだあとに接客してくれた店員から金額を書いた紙を渡されて、広いフロアの中に 1 人だけいる会計担当者のところまで行って支払いをすませて、支払ったことを示す証明書をもってまた服売り場まで戻るとやっと商品を渡してくれるということをしてきた。しかし現在ではモバイルペイメントによって、従業員によって売り上げを盗まれる懸念が大幅に減り、様々な従業員が会計作業をできるようになった。飲食店であれば、上記のように注文や会計に人手がかからなくなっている。店舗の経営者側にもモバイルペイメントを導入するモチベーションが大きい。

モバイルペイメントを中心に業務プロセスが大きく見直され、小売店や飲食店のデジタルトランスフォーメーションが進んでいるといえる。

第2章 モバイルペイメントの仕組みとプラットフォーム

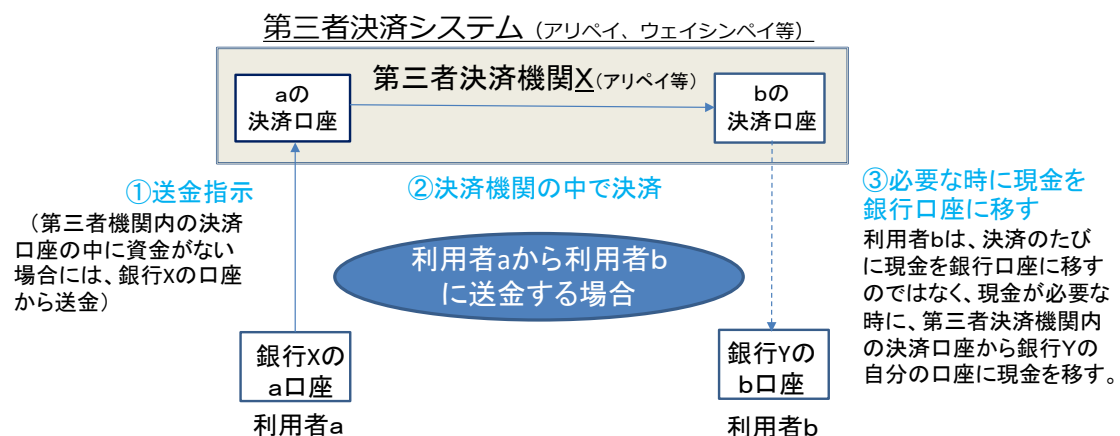
日本では中国のモバイルペイメントといえば「二次元コードで決済するもの」という印象が強いように思うが、二次元コードはモバイルペイメントに不可欠な要素ではない。確かに、オフラインでのモバイルペイメントはほとんどが二次元コードを介したものであり、二次元コードを利用することでモバイルペイメントが簡単に導入できることは、モバイルペイメント普及の大きな原動力になってきた。ただし、オンラインで使うモバイルペイメントのほとんどが二次元コードを使わないものであり、オフラインでも二次元コードに代わって特殊な音をやり取りすることで決済を行おうという試みがあったり（実際には使い方が煩雑で、認知度が上がりず普及しなかった）、最近では顔認証をもちいて二次元コードを利用しない決済も広がりつつある。

中国のモバイルペイメントの特徴は二次元コードを使うところにあるのではなく、決済を支える仕組みとして「第三者決済システム」を採用しているところにある。第三者決済システムとその2大プラットフォームについてみていく。

（1）中国のモバイルペイメントで採用される第三者決済システム

第三者決済システムとは、アントファイナンスやテンセントのような第三者決済機関の中に、決済の送金元と受け取り側がそれぞれ口座を設けて、この口座の間で決済を行う仕組みである。決済は、基本的に第三者決済機関の口座と口座の間で完結する。このため、銀行間の送金ではなく、同一銀行内の送金に近い。

第三者決済システムの仕組み



注 実際には、ユーザーが第三者決済機関の仮想口座にあらかじめ入金しているお金を使って、第三者決済機関内の仮想口座間だけで資金のやり取りをすることもある。このため支払い・送金に銀行が全く関係せず、第三者決済機関の中だけで完結することもある。

この仕組みでは、送金元と受取り側の口座が一つの決済機関の中にあり、決済のシステムが簡易になる。このため複数の機関をまたぐ決済システムに比べて以下のような特徴がある。

① 決済手数料を低く抑えられる

アントファイナンスの手数料は、単に決済に利用するときや銀行からアントファイナンスに資金を移すときには無料だが、アントファイナンスから銀行に資金を移すときに 0.1%～0.2%の決済手数料がかかるとされる。

② 決済情報が第三者決済機関に集まる

決済が第三者決済機関のなかで行われるので、第三者決済機関は送金元と受取り側などの情報を把握することになる。

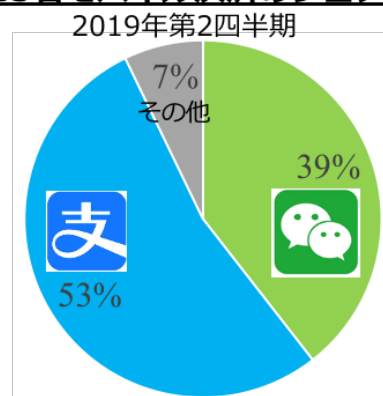
特に、中国のモバイルペイメントはアントファイナンスのアリペイとテンセントの WeChat Pay で 90%以上のシェアを有していることから、両社には莫大な決済データが集まる。両者はこうした決済データを様々なビジネスに利用している（後述）。

（２）モバイルペイメントの主要なプレーヤー

第三者決済機関としての免許をとり決済プラットフォーマーとなっている事業者は数十社を超えるとされる。ジンドンのネット通販やメイタンのフードデリバリーなどを利用すると、それぞれの会社が自社で運営する第三者決済を利用するように促すメッセージが表示されることが多い。

しかし、現在の第三者モバイル決済の市場は、アントファイナンスのアリペイ（支付宝）とテンセントの WeChat Pay（財付通）が決済の 90%以上を占めている。

第3者モバイル決済のシェア



資料： Analysys 易觀「中国第三方移动支付市场季度观测报告」

第三者モバイル決済の2大事業者

 支払宝：アリペイ ～アリババ系のアントファイナンス～	 財付通：WeChat Pay ～テンセント～
2005 年：アリババが、ネット通販事業タオバオの一環として、通販購買者から一時代金をあずかり、商品到着後に販売者に代金を振り込むサービスを開始（エスクローサービス）。 2012 年：2 次元コード決済を開始。 2019 年：アリペイの登録者が 10 億人を超えたと報道される	2013 年：チャットアプリ・WeChat に「ウィチャットペイ」の機能を追加。 2014 年：旧正月に、ウィチャットペイをつかって紅宝（お年玉のようなもの）を送ることが大流行。
アリペイは、ネット通販のタオバオの巨大な顧客基盤などを活かして、急激に業務を拡大。 近年は、アリペイに関連した融資・消費者ローンなどの金融関連サービスなどでも強みを発揮。	WeChat Pay は巨大なユーザー数を有するコミュニケーションアプリ・WeChat の付属機能であり、WeChat 上で連絡先が登録されていれば個人間の送金が可能。このため、個人間のお金の送付、日常の店舗の支払いなどで多く用いられている。

第3章 モバイルペイメントを起点にした新規事業の広がり

中国のモバイルペイメントは、さまざまな新規産業を生み出すことにもつながっている。特に、モバイルペイメントの決済手数料の安さとスマートフォンとの親和性の高さは、タクシー配車サービス・フードデリバリーなどのシェアリングビジネスを成立させるために不可欠な要素となっている。こうした新ビジネスの多くは、1回の料金が1元（約15円）から数百元（数千円）程度の少額の料金を年に数百万回から数億回提供するようなビジネスであることに加えて、サービス提供者と利用者が直接会うことがないため、低廉で使い勝手の良い決済手段の存在がビジネスの成立のために必要不可欠と言える。

モバイルペイメントを基盤にした新ビジネスの広がり、アントファイナンスとテンセントがモバイルペイメントを軸にエコシステムを広げている状況について紹介する。

(1) モバイルペイメントの利用を前提として構築されるネットビジネス

中国のネットビジネスの多くはスマートフォンでモバイルペイメントが低廉な手数料で使えることを前提として組み立てられている。一例としてシェア自転車を挙げたい。

シェア自転車サービスは、2016年後半から開始され、2017年に爆発的に普及した。使い終わった自転車を、決められた自転車置き場ではなく歩道や道端に放置するというビジネスモデルは、日本のメディアでも盛んに紹介された。

このシェア自転車の利用は、歩道や道端に置かれている（放置されている）自転車を見つけたところから始まり、次に自転車に添付されている二次元コードをスマートフォン上のシェア自転車のアプリケーションを使って読み取ると自転車のロックが解除され利用可能になる（二次元コードをスマートフォンで読み取るという行為自体も、モバイルペイメントによって市民に広まった）。利用が終わると、自転車は歩道や道端に置き、ロックをかけると、シェア自転車のアプリケーション上で自動的にモバイルペイメントによって利用料金が請求される。利用料金は、2016年ごろは30分毎に1元（約15円）だったが、2019年ごろから15分毎に1元などに値上がりしている。

シェアリング自転車の利用手順

- ① 道ばたに放置されているシェア自転車を見つける
- ② 専用のアプリで自転車の二次元バーコードを読む
→ ロックが自動で開く※
- ③ 自転車のロックをかける
→ アプリに料金が表示される
→ 使い終わった自転車は、歩道等に放置



自転車に乗る



タクシー配車サービスの DiDi でも、運賃は運転手に渡すのではなく、下車後に DiDi のアプリケーションからモバイルペイメントによって自動的に支払いが行われる。筆者が DiDi を利用し始めた頃は、運転手に料金も渡さず車を降りることに抵抗があり「「無賃乗車」と言いながら、運転手が追いかけてこないか」などと心配になったものだった。今では、日本に帰国した際にタクシーを利用すると、下車するときに運賃を払うことを忘れそうになることがある。

2017 年春に、シェア自転車の大手だったモバイクの国際担当者に、ビジネス展開とモバイルペイメントの関係の一端を聞くことができた。当時のモバイクは 1 年足らずで中国国内でのサービス拡大がひと段落し、急速に海外進出をすすめていたが、まだ日本には進出していなかった。筆者から、日本に進出しない理由を尋ねると、「日本に安価な決済手段がない」「クレジットカードでは手数料が高すぎて 1 回数十円程度のビジネスでは利用が難しい」と話していた。なお、モバイクは 2017 年 9 月に日本に進出したが、2018 年には撤退している。この際の撤退の理由は、日本のモバイルペイメントが使いにくいということよりも、歩道や道端に自転車を放置するビジネスモデルが日本の状況に合わなかったためと考えられる。

シェア自転車に限らず、民泊やフードデリバリー、オンデマンドビデオサービスなどのほとんどのシェアリングビジネスは、1 回の利用料が数十円から数百円のサービスを年間数千回から数億回提供するようなビジネスであり、低廉なモバイルペイメントで支払いをすることを前提にサービスが構築されているといえる。

中国では 2016 年ごろから、シェアリングビジネスで多くのユニコーン企業が生まれたが、こうした企業は使いやすいモバイルペイメントがなければ生まれなかったかもしれない。

モバイルペイメントの利用を前提として構築されているサービスの例

シェアリングサービス	モバイク、ofo（シェア自転車）、途家（民泊）
フードデリバリー	メイタン、ウーラマ
タクシー配車サービス	ディディ
オンデマンドビデオ、個人放送	楽視、テンセント視頻、愛奇芸

（2）モバイルペイメントを起点としたエコシステムの拡大

① モバイルペイメント APP の目立つ場所に出資先企業のモバイルサービスを配置

アントファイナンスとテンセントはモバイルペイメントで高いシェアを有しているが、両者が中国で最も積極的にベンチャー投資を行う企業であることと相まって、モバイルペイメントを起点にしたエコシステムの拡大を行っている。

以下はアリペイのトップページと WeChat Pay のウォレットページの模様である。

WeChat のウォレット (WeChat Pay) のページ



アリペイのトップ画面



アリペイのトップページでは、様々な金融サービスが提供されることも特徴と言える。代表的な金融サービスとしては、ユーザーがアリペイの中に保有している余剰資金を投資商品に誘導するサービスがある。また、アントファイナンスは、ユーザーに少額ローンを提供しているが、この際にモバイルペイメントの膨大な決済データを使ってユーザーの信用評価システムを構築し、与信判断に利用している（後述）。

2つのモバイルペイメントのトップページの上部には支払いの二次元コードを表示させるボタンや二次元コードを読み取るボタンなどが並ぶ。これはモバイルペイメントの基本的機能なので当然と言える。

トップページの中段より下には、WeChat Pay やアリペイを通じて提供されるさまざまなサービスが並ぶ。タクシー配車やシェア自転車、ネット通販、鉄道等のチケット予約などである。これをクリックするとモバイルペイメントの APP の中でタクシー配車・DiDi やシェア自転車・モバイクなどの別のアプリがミニアプリとして起動する。アントファイナンスとテンセントは、中国で消費者が生活していくために利用する主要なサービスをできるだけアリペイと WeChat のアプリケーションの上で提供できるようにしていると考えられる。このトップページに並ぶサービスの多くはテンセントやアリババ・アントファイナンスがそれぞれ出資・提携している企業である。

アントファイナンスやテンセントはモバイルペイメントを起点に、資本関係で結ばれた企業を中心としてエコシステムを構築しようとしている。ネット通販やシェアリングビジネスを例にとれば、以下の図のように両者ともにネット通販、タクシー配車サービス、シェアリング自転車などの各サービスに隙間なく出資し、こうしたサービスをモバイルペイメントのアプリケーションのトップページに並べている。

アリババ・アントファイナンスとテンセントのシェアリング分野での出資先事例

アリババ アントファイナンス		支		テンセント	
タオバオ・天猫	Tmall 理想生活 上天猫	ネット通販	JD 京东 .COM	唯品会 全球精选 正品特卖	ジンドン 唯品会
ディディ	滴滴 滴滴一下 美好出行	タクシー配車	滴滴 滴滴一下 美好出行	ディディ	
ハローバイク	哈罗单车 蓝车更好骑	シェア自転車	mobike 摩拜单车	モバイク	2018年4月にモバイクは美团に買収され、テンセントの直接の出資先ではなくなった。
ウーラマ	饿了么	ネット出前	美团	美团点評	
来电	来电	シェア バッテリー	小电 扫码充电	小電科技	

なお、提供できるサービスを充実させるために、少し無理をしているものもあると考えられる。たとえば、シェア自転車は1回（15分～30分）の利用料が1元（15円程度）という価格の安さと、歩道や道端のどこにでも乗り捨てができるという利用のしやすさで、2017年に爆発的に普及した。しかしながら2018年1月にはトップの2社 ofo とモバイクを含む

多くのシェア自転車のプラットフォームで資金繰りが悪化し、2018年4月にはモバイクはテンセントから美团（メイタン）に売却されることとなった。このようにシェア自転車は収益化が難しいビジネスと言えるが、それでもアリババは、以前は ofo に大型の出資を行い2018年以降はハローバイクに出資し、アリペイでのサービス提供を続けている。たとえ儲からないビジネスであっても、多くのユーザーから必要とされるものはモバイルペイメントでサービスを提供できるようにしていると考えられる。

② ミニアプリでさらに広がるモバイルペイメントのエコシステム

アントファイナンスとテンセントはともに、2018年頃からミニアプリを使って自社のモバイルペイメントのエコシステムを拡大している。ミニアプリは、アプリケーションの中のアプリケーションであり、たとえばアリペイのアプリケーションの中で別の企業の様々なアプリケーションを利用することができるものである。2019年の初旬の時点で、WeChat で利用できるミニアプリは200種類、アリペイで利用できるミニアプリは12万種類とされる（報道による）。両者のミニアプリの提供数の違いはおそらく数え方に差があるものと思われるが、両者ともにミニアプリで億単位のユーザーを獲得し、さらにその利用は急速に拡大し、それに伴ってアリペイ・WeChat Pay のエコシステムも拡大している。

WeChat でのミニアプリの利用方法

WeChatのトップ画面を引下げる
ミニアプリが現れる



ミニアプリの例



立地に応じたサービスの
ミニアプリを紹介する



ミニアプリは、ネットビジネスのオペレーティングシステム（OS）のようになっている。中国でもスマートフォンのOSはアップルのiOSかGoogleの 안드로이드がほとんどであり、様々なアプリケーションはこれらのOSの上で動く。しかし、ミニアプリをビジネスに利用する企業は、WeChatの上で動くミニアプリを開発すれば、スマートフォンがiPhoneかアンドロイドかを気にすることはない。利用者にとっても、WeChatやアリペイのアプリケーションさえあれば、様々なアプリケーションを追加で利用することができる。WeChatやアリペイのOS化が進んでいるといえる。

第4章 モバイルペイメントに関する制度・規制の動向

アリペイや WeChat Pay は 2014 年ごろから急速に拡大し市民に認知されるようになった。当時は多くの地方政府が、税の捕捉率向上のために小売店や飲食店でモバイルペイメントによって支払うことを奨励し、モバイルペイメントでの支払いに地方政府がクーポンを提供することもあった。金融規制当局もモバイルペイメントの拡大を優先していたと考えられ、2014 年に二次元コード決済の停止を命令することもあったが、なしくずし的にオンライン・オフラインの両方でモバイルペイメントの利用は拡大していく。その後モバイルペイメントの利用拡大が急激に進んでいることから、2016 年から 2018 年にかけて金融規制当局によってモバイルペイメントの決済に関する制度が整理されていく。

ここでは、2016 年から 2018 年に行われたモバイルペイメントの制度構築の動きについて紹介する。

(1) 規制・監督の対象は二次元コードから第三者決済サービスに移行

アリペイや WeChat Pay は 2014 年ごろからネット予約タクシーの乗車の際に割引を提供するなどして大々的なキャンペーンを行い、市場に認知されるようになった。このような動きに合わせて 2014 年には中国人民銀行は「中国人民銀行決済司の支払宝公司オフラインバーコード決済などの業務の暫定的停止に関する意見書」を通達し、二次元コードによる決済を停止するように命令したが、モバイルペイメントや二次元コード決済に大きな影響を与えるものとはならず、なしくずし的に二次元コード決済の利用は継続され、規模が拡大していく。その後の二次元コード決済は位置付けが曖昧な状態が続くが、2016 年に中国決済清算協会が「バーコード決済業務規範案」のパブリックコメントを行い、決済機関がバーコード決済にあたって遵守すべき安全標準を定めたことで、二次元コードによる決済の立場が公的に認められることになった。

その後も二次元コード決済でのオフライン決済やスマートフォンなどでのオンライン支払を含む第三者決済サービスは利用が拡大し、2016 年には前年度比 3 倍の決済になるなど急速に支払手法としての利用が拡大する。このため、中央銀行は、規制や制度的枠組み構築の対象を二次元コード決済から第三者決済システムに移すようになり、新たな規制を矢継ぎ早に打ち出していく。

モバイルペイメントに関する制度構築の経緯

制度	効果・影響
○2017年8月 ・ 統一的決済システム「網聯」を構築し、第三者決済機関と銀行との間の決済は「網聯」を通じて行う。 (「網聯」への移行完了は2018年6月)	・ 「網聯」が、第三者決済機関(アントファイナンスやテンセントなど)と銀行の間の資金移動を把握することで、資金移動を把握できる。
○2017年12月 バーコード支払業務規範(試行) 公布(施行は2018年4月) ・ セキュリティ状態に応じた取扱い限度額設定 ・ 第三者決済利用事業者(小売店・飲食店等)のリスク評価の実施 ・ 中国決済清算協会の整備するブラックリストを参照する(ブラックリスト掲載事業者はバーコード決済の利用事業者になれない)	・ バーコード決済に関するセキュリティ基準を定めることによって、決済の安全性が向上する。 ・ バーコード決済利用事業者の身元確認などを行うことによるマネーロンダリング対策。
○ 2018年8月 「支払機構の顧客備付金の全てを集中預託する関連事項に関する中国人民銀行弁公庁通知」 ・ ユーザーが第三者決済機関に預けている金額の100%相当の資金を中央銀行に預託する。	・ 第三者決済機関は決済利用者から預かっている余剰資金を運用することができなくなる。

(2) モバイルペイメントに対する監督強化の具体的内容

2016年から中国政府・中国人民銀行による第三者決済サービスに対する規制・監督が強化された理由は、第三者決済サービスの利用が急速に伸び市民の決済の大半を担うことになったことにより、既存の金融機関の業務にも影響を与えるようになったことや、決済データが第三者決済機関にのみ集積し、利用されるようになったことが問題視されたと考えられる。

以下、具体的な制度の内容についてそれぞれ見ていく。

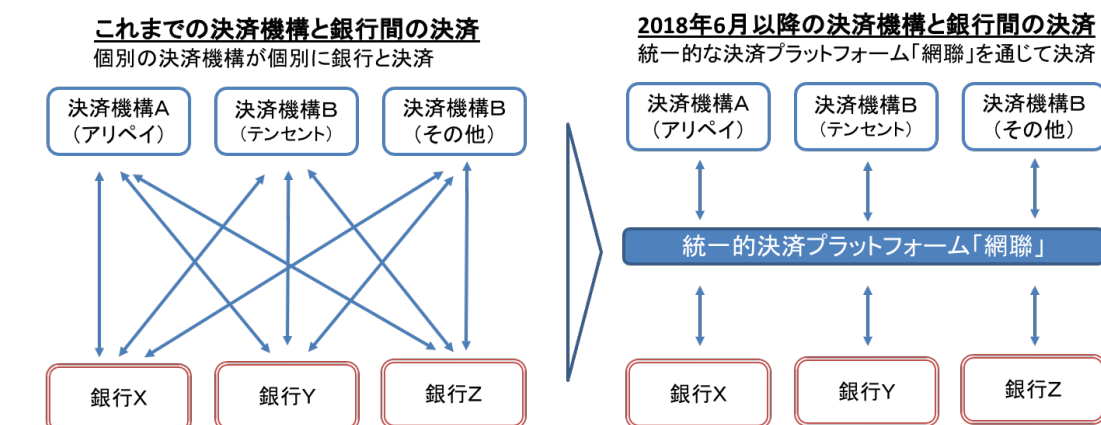
① 統一的決済機関「網聯」の設立(2017年7月)

第三者決済システムでは、決済が特定のプラットフォームの上で行われるため、プラットフォーマー(第三者決済機関/アントファイナンス、テンセント等)はどのユーザーが誰にいくらを支払ったかという情報を把握し、蓄積することができる。第三者決済機関はこうした決済データを用いて個人の買い回り状況を把握できるだけでなく、個人間の送金状況を見ることで友人関係まで把握できる。アントファイナンスなどはこうした決済データを分

析し、様々なビジネスに応用している。また、アリババの役員が講演で、アリペイのデータとアリババのネット通販の情報を合わせれば、消費者物価の動向をほぼリアルタイムで把握することが可能だと発言しているように、モバイルペイメントの決済情報から様々な経済指標の把握なども可能だろう。一方で、中国人民銀行からすれば、こうした第三者決済システムで行われている決済はブラックボックスになっており、資金流通量が把握できないほか、マネーロンダリングの監視が行き届かないという懸念が指摘されていた。

このため、中国人民銀行は、個別の銀行と第三者決済機関の間で行われていた資金決済を、全て新たな決済機関「網聯」を通じて行うこととした。この規制は2017年8月に発表され、2018年6月までに全ての資金移動が網聯を通じて行うこととされた。

網聯の設立前後の第三者決済機関と銀行間の資金やり取りの変化



雑誌「財経」2017年10月16日号の記事「網聯考察」を参考に作成

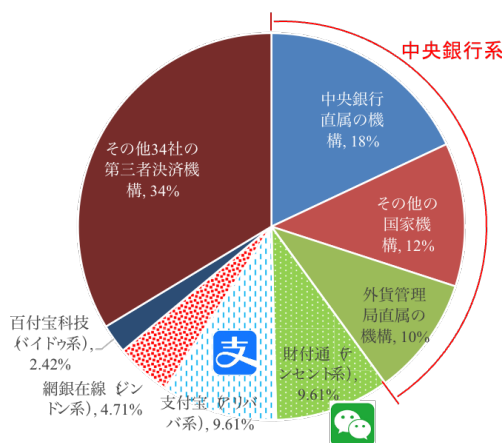
(網聯の設立過程)

資金移動のルートを網聯経由に変更すると言っても、その作業は膨大なものとなる。何しろ第三者決済サービスは、街中のコンビニやレストランでの支払いから、ネット通販などの支払まで14億人の中国人の決済の多くを担っている。網聯が設立される直前の2016年の決済業務量を見ると1日あたりの平均決済件数は5.2億件、ネット通販ピークとなる11月11日のいわゆる「独身の日セール」ではピークの決済件数は1秒あたり12万回となっている（出所：雑誌「財経」2017年10月16日号の記事「網聯考察」）。現在では、モバイルペイメントの決済額は5倍以上になっており、網聯のシステムにかかる負荷はさらに増大しているだろう。このような膨大な決済を支える大規模システムを構築し、なおかつ日常のモバイルペイメントの利用を止めることなく決済ルートを移し替えていくには、大規模なシステムときわめ高い技術力が必要となる。

このような大規模なシステムを構築するために、中国人民銀行は有力な第三者決済機関各社と共同で網聯の運営会社を設立している。具体的には、中国人民銀行系の団体と第三者決済機関38社が株主となり、網聯を設立している。中国人民銀行系の団体は40%の株を保有し、第三者決済サービスで圧倒的なシェアをもつアントファイナンスとテンセントがそ

れぞれ 9.61%の株を保有している。雑誌「財経」の記事によれば、網聯の設立の際に、第三者決済機関の間で少しでも多くの株式を取ろうと争いがあったとされ、各社とも自社の決済サービスに直接的な影響がある網聯に積極的に関与しようとしていたことがうかがえる。

「網聯」の株主構成



実際の網聯のシステムの構築作業は、株主となった第三者決済機関から 100 人以上のエンジニアが送り込まれて実施された。第三者決済機関からすれば、網聯は稼働後に必ず利用しなければならないものであり、そのシステムを自社のシステムに親和性の高いものにするために各社の駆け引きがあったとされる。

このようにして構築された網聯のシステムだが、銀行と第三者決済機関の間の資金移動ルートを一度に移しかえるのではなく、約 1 年の時間をかけて順次移されていき、2018 年 6 月までに全ての資金移動が網聯経由となった。この間網聯への移行が原因となって第三者決済システムが停止することではなく、ほとんどの消費者は自らの利用するモバイルペイメントのシステムが見えないところで大きく変わったことに気がつかなかったろう。

(網聯設立の狙い)

これほどまでに大掛かりな決済機関である網聯を設立した中国人民銀行の狙いについて見ていきたい。

中国人民銀行が網聯を設立した理由の一つとして、銀行と第三者決済機関の間の資金のやり取りの簡素化が挙げられている。これまで約 40 の第三者決済機関が約 200 の銀行とそれぞれ資金のやりとりを行っていたが、今後はそれぞれの第三者決済機関と銀行は網聯とだけ資金のやり取りをすれば良いこととなった。これにより、中小の銀行や新規参入する第三者決済機関は網聯との間にだけ資金の受け渡しルートを開設すれば、第三者決済サービスに参加することができるようになるとしている。

網聯が設立された理由として挙げられるのは、中国人民銀行による資金流量の把握である。これまでの第三者決済システムでは、ユーザーが第三者決済機関に移転される資金は 200 もの銀行から個別に移転されていたため、中国人民銀行はリアルタイムには資金の流量

や第三者決済機関に滞留している資金の量を把握することが難しかった。しかし銀行と第三者決済機関の間の資金の移動が全て網聯を通ることにより、中国人民銀行は網聯だけをおさえおけばこうした情報を把握することができるようになる。

ただし、網聯が仲介している資金移動は、あくまでも銀行と第三者決済機関の間だけであり、第三者決済機関の中で誰が誰にいくら決済を行なっているかという情報を網聯は把握することができない。一方で、第三者決済機関は、こうした個別のユーザーごとの決済履歴などを詳細に把握でき、与信判断や信用格付けなど様々なサービスに利用している。

② バーコード支払業務規範（試行）

（ バーコード決済の限度額に関する規制 ）

2017 年頃に二次元コード決済が日本で報道されたころには、「二次元コードを悪用されて、持ち主の知らないところで勝手にお金が使われたりしないか」という懸念が聞かれた。実際には、アリペイや WeChat Pay でユーザーのスマートフォンに表示される二次元コードは、一定時間ごとにコードが変化する「動的コード」であり、たとえ二次元コードを盗み撮りされても 1 分も経つと使えなくなるため、悪用される危険性は低いといえる。

ただし、支払側の二次元コードを悪用するのではなく、受取側の二次元コードを悪用する犯罪は報道されている。例えば、路上駐車中の車に駐車違反のビラが貼付され、自動車の持ち主がビラの上の二次元コードから罰金を支払うと、後ほど偽の警察のビラであることがわかったという事件が報道されている。

このような二次元コード決済の安全性の観点から、中国人民銀行は 2017 年 12 月に「バーコード決済業務規範（試行）」を発表した。これはセキュリティ措置の実施度合いに応じて、二次元コードを使った決済の 1 日あたりの上限を定めるものである。具体的には、静的バーコードよりも動的バーコードの方が一日あたりの決済の上限が高く設定されるほか、1 種類よりも 2 種類以上の認証キーを用いるとより多くの額の決済利用が認められる。

セキュリティ対策に応じた 1 日あたりの決済限度額

リスク防止能力 (認証キー種類)	具体的な認証例	1 ユーザーの 1 日当たり の決済上限額
① 認証キー 2 種類以上 (デジタル証書 or 電子サインを含む)	デジタル証書(or 電子署名) + 指紋認証 + 6 桁パスワード	顧客と決済機関の合意 に基づき決定(無制限)
② 認証キー 2 種類以上 (デジタル証書 or 電子サインを含まない)	指紋認証 + パスワードの組 み合わせ	5000 元 (8.5 万円)
③ 認証キー 1 種類	指紋認証 or パスワードどれ か 1 種類	1000 元 (1.7 万円)
④ 静的パスワードのみ使用	店舗が張り出す静的バーコ ードを読むことでの決済	500 元 (8500 円)

前述のように、「バーコード決済業務規範」が発表されたことは、中国人民銀行が二次元コード決済の位置付けを認めたことでも意義がある。2014年に中国人民銀行は二次元コード決済を停止するように意見を出しており、その後二次元コードを用いた決済は位置付けが曖昧なまま利用が拡大してきたが、2016年に「バーコード決済業務規範」がパブリックコメントにかけられ、2017年12月に「バーコード決済業務規範（試行）」が出されたことによって、中国人民銀行（中央銀行）が正式に二次元コード決済に位置づけを与えたと言える。

（ 特約店の管理強化 ）

バーコード支払業務規範では、バーコード決済を提供する金融機関に関する規制だけでなく、バーコード決済を利用する小売店や飲食店などの特約店に関する規定が多く含まれる。

バーコード支払業務規範では、バーコード決済事業者はバーコード決済を利用する小売店や飲食店などの特約店の管理を行うことが求められている。バーコード決済事業者は特約店を開拓する際には、特約事業者の営業許可証や責任者の身分証明書などを確認することが求められる。また、契約後の特約事業者の情報については、バーコード決済事業者は「特約業者情報管理システム」を構築し、特約業者の名称や営業場所・身分証明書・特約業者の類別・銀行決済口座・決済端末の類型などを記録し、中国決済清算協会の特約業者情報管理システムに報告することとされている。更に、バーコード決済事業者は、特約業者のリスク評価制度を構築して、特約業者の特徴や経営規模・財務・資金信用状況などから、個別特約業者ごとのリスク評価を行い、リスクに応じて1回当たりの取引限度額を定めるほか、リスク評価の高い特約業者に対して取引リスクを未然に防ぐ措置を採ることを求めている。

バーコード決済事業者による特約業者の評価制度以外に、中国決済清算協会は、特約業者に関して特約業者情報管理システムとブラックリスト管理メカニズムを構築するとされている。バーコード決済事業者が特約店を開拓する際には、これらのシステムを参照することが求められる。特に、ブラックリストに掲載されている事業者は新規の特約業者になることができないし、すでに特約業者であるものがブラックリストに掲載された場合には、10日以内に特約業者としての契約が打ち切られることになる。

中国決済清算協会による特約業者のブラックリストは小売店や飲食店にとって大きな影響力をもつ。小売店や飲食店などでの支払いのほとんどが二次元コードによる支払いとなっている中国では、消費者の中には現金を持ち歩かないものもでてきており、二次元コードの使えない店舗での集客は望めない。このため、ブラックリストに掲載され二次元コードによる決済が使えなくなることは事業者にとってきわめて影響が大きい。

③ 第三者決済機関に滞留している資金の中央銀行への預託（2018年8月）

決済サービス利用者が第三者決済機関内に保有する資金の保護については、2017年1月

に「支払機構の顧客備付金を集中保管する関連事項に関する中国人民銀行弁公庁の通知」が公布された。これは、決済サービス利用者が第三者決済機関内に保有する資金やプリペイドカードなどの事前預払金などの保護のため、決済機関はリスク度合いに応じて顧客備付金の一定割合を中国人民銀行などの指定された金融機関に預託しなければならないとする規定であり、最もリスクの高い分類では備付金の 24%を預託することとされていた。

1年半後の 2018 年 7 月に、中国人民銀行は「支払機構の顧客備付金の全てを集中預託する関連事項に関する中国人民銀行弁公庁の通知」を公布した。これは、第三者決済の利用者からの備付金の 100%に相当する金額を中国人民銀行などの指定された金融機関に預け入れなければならないとする規定である。預託割合の引き上げは段階的に行われ、2019 年 1 月に 100%にされるとされた。

以前は、アントファイナンスにとって、決済サービス利用者からの備付金を第三者に貸し出すなどの方法で運用することは大きな収入源となっていたとされる。しかし、2018 年に「全てを集中預託する通知」が公布されて以降は、預かっている備付金と同額を中国人民銀行などに預託するため、備付金の運用を収入源とすることができなくなった。

第5章 中国式モバイルペイメントの海外展開

日本でも、2017年頃から、中国人旅行者に対する土産物の販売などを目的として、空港の売店・家電量販店・ドラッグストア・コンビニエンスストアなどでアリペイやWeChat Payが使えるようになっており、見たことがある人も多いと思う。2019年頃からは、中国のモバイルペイメントだけでなく、一般の日本の生活者が日常で支払いに使う「〇〇ペイ」という二次元コードを利用した決済が多数発表されるようになった。こうした「〇〇ペイ」は2019年から2020年に大規模な割引サービスなどで話題となったが、これは中国でアントファイナンスなどが2014年ごろに実施した販売促進キャンペーンを参考にしていると考えられる。

このように、中国で成長したモバイルペイメントは、今や日本だけでなく、様々な形で世界に広がっている。この中国式モバイルペイメントの世界への広がりには、日本の「〇〇ペイ」のように中国でのモバイルペイメントの成功を参考にそれぞれの国の地元企業が提供するものと、アントファイナンスやテンセントなどの中国企業が自国でのモバイルペイメントの成功とノウハウをもとに海外にみずから展開するものがある。

以下では、中国企業自身による海外展開、特にアントファイナンスの海外展開について述べていく。

(1) アントファイナンスによるモバイルペイメントの海外展開の傾向

アントファイナンスはモバイルペイメントの海外展開に積極的だが、その海外展開には大きく分けて2種類の方法がある。

① 中国人が海外旅行などをする際の買い物のためにアリペイを提供する

アントファイナンスは、中国人が海外旅行する際に現地で買い物や飲食代などの支払をするために、海外でアリペイの利用できる店舗を増やしている。中国人旅行者は、中国国内に利用しているアリペイのアカウントをそのまま海外で利用する。当然だが、現地居住者の大半は中国のアリペイアカウントを保有しないため、自宅の近所の店で提供されているアリペイでの決済を利用することができない（余談であるが、中国に駐在している日本人でアリペイアカウントを保有している者でも、日本に帰国した際には、何らかの規制のためそのアリペイを使うことができない。）。このような海外旅行する中国人向けにアリペイの決済を提供するのは、日本や米国、欧州などの先進国で多く提供されている。

日本の家電量販店やコンビニエンスストアなどで見かけるアリペイやWeChat Payが使えることを示す表示も、基本的には中国人旅行者に対しての表示である。2019年に日本でPayPayやLINE Payなどが大々的にキャンペーンを行って利用店舗数を広げる以前から、

中国人旅行者の「爆買い」を取り込もうと、ほとんどのコンビニエンスストア・家電量販店・ドラッグストア・百貨店がアリペイを導入していた。当時は、中国人向けのアリペイや WeChat Pay は、日本人が使えないにもかかわらず、日本最大のモバイルペイメントネットワークだったと考えられる。

② アントファイナンスが現地企業との提携を通じて現地通貨の決済サービスを提供する

アントファイナンスは、アジア各国を中心として、現地企業に出資し、その企業を通じて現地通貨によるモバイルペイメントを提供している。そのユーザーは現地の一般的な消費者である。インドやバングラディッシュなどでアントファイナンスが出資して運営しているモバイルペイメントサービスは、現地で最大のモバイルペイメントサービスに成長している。

アントファイナンスが関係する現地通貨のモバイルペイメントサービスは、2020 年 4 月までに中国以外のアジアで約 7 億人のユーザーを獲得するまでに成長している。人民元ベースのアリペイのユーザー数は 2019 年時点で 10 億人と報道されており、数年以内に海外現地通貨ベースのユーザー数が追い抜くかもしれない。

アントファイナンスの海外展開の類型

	中国人海外旅行者の 買い物等の支払	現地通貨でのモバイル ペイメントサービス
主な利用者	中国人の海外旅行者 (中国国内で利用しているアリペイ アカウントをそのまま利用)	各国の現地消費者
サービス提供者	アントファイナンス	現地事業者 (アントファイナンスが出資・ 提携している者)
提供されている 国・地域	日本・米国・欧州等の先進国中心 (中国人旅行者の多い地域)	インド・バングラディッシュ・タイなどのアジア各国が中心
ユーザー数	10 億人 (中国国内のユーザー数。 2019 年 1 月の報道による)	7 億人 (2020 年 4 月までのアジア各 国でのユーザー数合計)

(2) アントファイナンスの海外の現地通貨によるペイメントサービスの展開

アントファイナンスは、アジア 9 カ国・地域で、現地のモバイルペイメント事業者に対して出資などを通じて提携を行い、この現地事業者を通じて現地通貨のモバイルペイメントサービスを提供している。提携先事業者に対しては、自社のモバイルペイメントのノウハウ

を提供するほか、モバイルペイメントで収集したデータを活用して小口貸出の与信判断を行うノウハウまで提供するなど、中国で蓄積した幅広いノウハウを提供して経営を支援している。

アントファイナンスのモバイルペイメント分野でのアジアへの展開の状況

	国・地域別の状況
インド	- アリペイは2015年1月にPaytmに資本・技術提携し2015年中に40%の株取得。 - 以降、Paytmの電子財布サービスは、2017年3月までに、ユーザー数が2億人に、1日取引量は820万件に拡大。(インドの高額紙幣廃止も、同社のユーザー拡大に寄与。) 2020年4月の口座数は5.7億にまで拡大したとしている。
韓国	韓国で9割以上のシェアを持つチャットアプリ「カカオトーク」の傘下のカカオペイに対し、2017年2月にアリペイが2億ドル出資。
フィリピン	2017年2月に同国最大の電子財布サービス「Gcash」を運営するMyntに対して出資することを合意。Mynt傘下には、個人・小規模企業向けに貸し付けを行うFuseLendingも存在。 - Gcashの2019年11月時点の口座数は800万をこえるとしている。
タイ	2016年11月に、アリババとタイのAscendMoneyは戦略的協力を締結。 - AscendMoneyのTrueMoneyは、2019年11月時点で、ミャンマー、インドネシア、カンボジア、フィリピン、ベトナムで4000万人の口座を有し、うちタイでは840万人の口座を有するとしている。
インドネシア	- アントファイナンスは、2017年4月にインドネシアのメディア大手であるEMTEKと戦略提携。PT Espayを設立し電子財布サービスDANAを開始。 2019年7月時点で、DANAは2000万の口座にまで成長。
バングラディッシュ	2018年5月に、アントファイナンスはバングラディッシュの電子マネー企業「bKash」と提携。2020年4月にはbKashは5000万口座に達したとしている。

出所：各紙の報道から。

アントファイナンスが出資・提携する国外モバイルペイメントサービス

9 カ国・地域



出所：各紙の報道から。パキスタンの利用者数は2019年1月の報道に基づく。

パキスタンでは、「310 モデル」（後述）に類似の小口融資事業も開始。

（インドでの Paytm の躍進）

アントファイナンスが関係する海外でのモバイルペイメント事業の中で最も成功しているのは、インドの Paytm だろう。アントファイナンスは2015年に Paytm に出資し、40%の株式を取得した。Paytm は、アントファイナンスからモバイルペイメントのノウハウの提供を受けつつ、銀行口座をもたない人が多いというインドの状況を考慮して、サービスを現地化しつつ提供したとされる。2016年11月にモディ政権が高額紙幣を廃止したことも後押しとなり、Paytm はユーザーを急速に拡大し、サービス利用者数は2017年3月には2億人に拡大し、2020年4月には5.7億人にまで拡大したと報道されている。

最近の状況を見れば、インド最大のモバイルペイメントサービスである Paytm の主要株主が中国のアントファイナンスであるという事実は、インドにとって頭痛の種になりかねない。インドは、2020年4月には新型コロナウイルス流行による株価低迷した国内企業を買収されることを阻止するため、「国境を接する国」からの投資に事前審査を必要とするように制度改正を行なったが、これは事実上中国からの投資を対象としていると報道されている。2020年6月には、インドの国家安全と防衛を脅かす恐れがあるとして中国製のアプリケーション59個の使用を禁止し、その後禁止対象となるアプリケーションを200個以上まで拡大している。Paytm は中国製のアプリケーションではないが、モバイルペイメントは極めて重要なデータを扱う社会インフラであり、インド政府も関心を持っているのではないだろうか。

第6章 決済データの活用例 信用評価と少額ローンでの与信判断

モバイルペイメントの他ビジネスへの応用として、消費者とのビジネスのコンタクトポイントとして活用しエコシステムを広げるだけでなく、その決済データをビッグデータとして分析・活用する取り組みが始まっている。以下では、モバイルペイメントの決済データを分析して消費者や企業の信用度合いの評価・与信判断などに活用する取り組みと、そうした決済ビッグデータを巡る政府の動向について紹介する。

(1) 中国の中小企業貸出に関する状況

日本でも中国でも、銀行にとって中小企業向けの貸し出しは難しい業務だろう。中小企業は与信判断に必要な財務諸表が揃っていないこともあるほか、銀行にとっては与信判断にかかる業務量にくらべて利息収入が少ないことが多い。

中国では、銀行貸出は、中小企業向けが難しいだけでなく、貸し出し先が国有企業が多く、民間企業向けの割合が少ないことが問題となっている。2018年ごろの景気の後退局面において、民営企業は経済活動の60%を支えていたにもかかわらず、銀行からの貸し出しについては75%が国有企業向けで、民間企業向けは25%しかなかった。このため中国銀行保険監督委員会は3年以内に全貸出に占める民間企業向け割合を、大型銀行では3分の1以上に、中小型銀行では3分の2以上に、全銀行では5割以上にするといういわゆる「一二五目標」を打ち出した。しかしながら、ノウハウがないまま無理に民間企業向け融資を増やそうとすれば不良債権が増えるのではないかと懸念が国内外からだされたため、中国銀行保険監督委員会は「一二五目標は強制的な目標ではない」と訂正することになった。

もともと、中国の銀行では貸倒れが発生した場合に担当者に対して厳しい責任追求が行われるとされ、時には、銀行担当者が退職した後であっても責任が追求されることがあるとされる。このような状況では、銀行も担当者も国有企業に融資している方が安全であり、民間中小企業に対する貸し出しは難しいものとなる。銀行が、民間企業、特に中小企業に対して融資を増やすのなら、融資をするための新しい手法が必要であり、銀行員からすれば、できれば自分たちの責任にならないように誰かが融資案件を決めてほしいと思っていることだろう。

(2) アントファイナンスのビッグデータを活用した信用格付け

アントファイナンスは、アリペイなどで収集したビッグデータをさまざまなことに応用しているが、特に有名なものは「芝麻信用（ゴマ信用）」と呼ばれる消費者の信用格付けシステムである。

※アントファイナンスはネット通販企業のアリババのエスクローサービスを起点として成長した会社で、両社ともジャック・マー氏が間接的に大株主である。「芝麻（ゴマ）信用」という名前は、「アリババと 40 人の盗賊」にでてくる有名なおまじない「開けゴマ」から来ていると思われる。ただし、両社の間に直接の資本関係はない。

① 芝麻信用を活用したサービス

芝麻信用は、アリペイの利用状況などをもとに利用者の信用度合いを数値化するもので、信用スコアが高いほどさまざまな優遇サービスが受けられる。例えば、芝麻信用のスコアが高いほど消費者向け無担保ローンの貸出枠が増えるほか、クレジット消費の上限も増える。また、シンガポールのビザが取りやすくなるというものもあるようである。

芝麻信用のわかりやすい応用例はシェアリングサービスである。シェア自転車は、サービス開始当初は自転車を持ち去ってしまう懸念から、利用者から 5000 円程度のデポジットを徴収してからサービスを提供することが一般的だった。しかし、アントファイナンス系列のハローバイクは芝麻信用のスコアが高い利用者に対してはデポジットを不要として、利用開始のハードルを引き下げている。民泊の場合には、自宅を貸し出す者からは、会ったこともない利用者に部屋貸し出して、汚されたりめちゃくちゃにされたりしないかという懸念があるが、芝麻信用のスコアが高い消費者は収入が多く教育レベルも高いものが多いと考えられものなので安心して貸すことができる。民泊の利用者側からも、芝麻信用のスコアが高くなると利用できる部屋の候補が増えるというメリットがある。

芝麻信用を活用した婚活サービスもある。筆者は利用したことはないが、芝麻信用での評価点数が同じくらいの男女をマッチングするサービスとされる。

芝麻信用の評価に応じた優遇サービスの例

	優遇の内容
金融	クレジット（花呗）や消費者ローン（借呗）の無担保貸出の限度額が大きくなる。
シェアリング自転車	デポジット（通常 300 元程度）が不要でサービスが受けられる。
宿泊	民泊の場合には、借りられる部屋が多くなる。 ホテルのチェックインが簡素化される。
ビザ	シンガポールの入国ビザが取りやすくなる。

② 芝麻信用の算定根拠

アントファイナンスは芝麻信用の詳細な算定アルゴリズムを公表していないが、考慮要素は公表している。これをみると、アリペイによる取引内容だけでなく、学歴や人間関係（SNS でどのような人物とつながっているか）まで含めて評価を行なっていることがわかる。

芝麻信用の5つの評価考慮要素とその説明

		考慮内容
	個人情報	学歴・職歴などの真実の情報、実名による消費行動。
	支払能力	社会保険料などの納付状況・動産・不動産などの保有状況などの各方面の資産情報。
	信用履歴	クレジットカードなどの利用履歴、ローンの期限内の返済などの情報。
	人間関係	豊富な人脈がある。
	行動	買い物・費用支払・送金などの活動。

資料：アリペイのアプリケーション上の説明

アリババ役員の講演をお聞きした際、こうした信用評価でのアリババとアントファイナンスの連携についてコメントしているものがあつた。アリババはネット通販の最大手であるため、通販利用者は受取り住所を把握することができる。この住所から利用者の住宅が借家か持ち家か、立地場所の地価はどの程度などが推測でき、利用者の経済状況を判断することに役立つというものである。

(3) アントファイナンスのマイクロファイナンス

アントファイナンスは、自社の保有するビッグデータを用いて与信判断を行うマイクロファイナンスを行っており、そのシステムを「310モデル」と呼んでいる。「310」とは、

- － ローンの申し込みを行うための必要事項の入力は「3分」
- － 審査にかかる時間は「1秒」
- － 審査の手続きに係る人員は「0人」（アルゴリズムで自動処理される）

という、このシステムの手軽さ・審査の迅速さを表す言葉である。この貸出の対象は個人だけでなく小規模企業も対象になっており、中国の銀行が不得手な民間企業向け・中小企業向けの融資をカバーしている。銀行員からすれば審査手続きにかかる人員がいないので、融資が回収不可能となっても、担当者が責任を問われることはない。

2016年ごろから本格化した事業であるが、2018年末までの類型貸出が2兆元（約32兆円）となり急激に貸出実績を伸ばすとともに、貸出案件の99%が期限内に返済されているとされる。

2018 年末時点までの網商銀行での小口貸し出しの実績

- ・ 2018 年末までの貸出企業は累計 1277 万企業。
(2016 年末 277 万企業、2017 年末 571 万企業)
- ・ 貸出先の 8 割はサービス業 (担保となる資産が少なく、与信判断が難しいとされる)。
- ・ 2018 年末までの累計貸出額は 2 兆元 (32 兆円)。
- ・ 企業当たり貸出額は 2.6 万元 (40 万円)。45%の貸し出しが 5 万元 (80 万円) 以下。
- ・ 平均貸出期間は 107 日。1 年に平均 7.6 回借りる。
- ・ 貸出案件の 99%は、期間内に返済される。

出所：中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会「中国小微企業金融服務白書 (2018)」

財経 2019 年 8 月 5 日号「最初の借り入れは難しいか？アリペイが中小零細企業の苦痛を緩和」

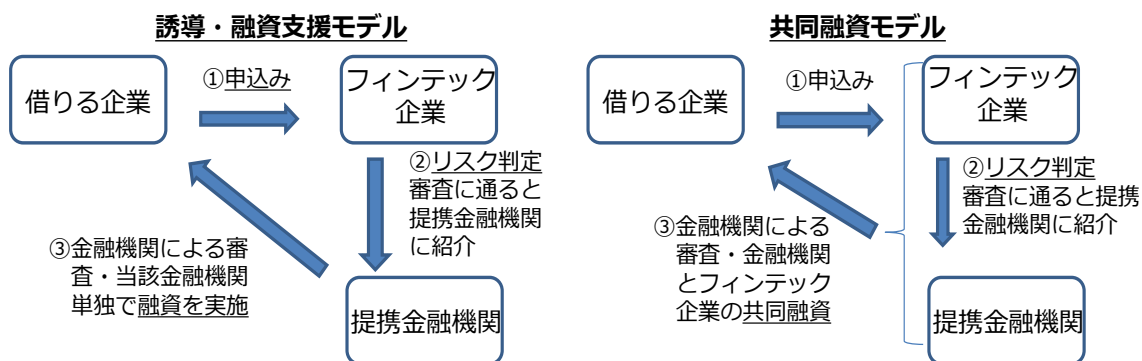
(4) アントファイナンスと銀行との連携

アントファイナンスによる中小企業向け融資は既存の銀行との連携で行われることが多い。前述の通り、銀行は民間企業向けの貸出を増やすことを求められているが、与信判断のノウハウにとぼしい。一方で、アントファイナンスは貸出に必要な資金や自己資本が少ないが、与信判断に必要なビッグデータと分析ノウハウを有するとともに、アリペイのアプリケーションを通じて多数の消費者とのコンタクトポイントを有している。両者は補完関係にあるといえる。

アントファイナンスを通じた与信判断は、以下のような流れになる。

- 1) 融資を受けようとする個人・企業がアントファイナンスに融資の申込みをする
- 2) アントファイナンスがビッグデータ分析等により貸し出しリスクを判断する
この際に適正な利率・貸出限度額まで判断する
貸出ができると判断された案件は、提携金融機関に紹介される
- 3) 提携金融機関が再度審査を行ったうえで、融資を実行する

融資の実行方法については、アントファイナンスは顧客の誘導と事前審査だけを行い、融資は提携金融機関が単独で行うという「誘導・融資支援モデル」と、提携金融機関とアントファイナンスが共同で融資を行うという「共同融資モデル」がある。



誘導・融資支援モデルの場合、アントファイナンスは審査参考情報提供の対価として利息収入の 30～35%を受け取るとされる。

共同融資モデルの場合には、融資全体に占めるアントファイナンスの割合は 1～20%とされるが、アントファイナンスへの利息収入の分配は融資の負担割合に比べて多いとされる。提携して間もない金融機関との共同融資の場合には、融資全体に占めるアントファイナンスの負担割合は比較的高いが、時間とともにこの比率は下がっていくとされる。共同融資モデルでも融資に占めるアントファイナンスの負担割合が下がっていく（あるいはゼロになる）と実質的に誘導・融資支援モデルと同様になる。

誘導・融資支援モデルでも共同融資モデルでも、アントファイナンスは自らの融資額に係る利息以上の収入を得ていることが注目される。アントファイナンスは融資の原資となる資金をアセットバックセキュリティなどで調達しているとされるが、融資ができる資金の総額は自己資金の制約を受ける。しかし、審査参考情報の名目で資金を受け取る分には、この制約は受けていない。例えば、テンセントも同様の共同融資モデルを行っていたが、テンセント傘下の微衆銀行が負担する融資の割合を全体の 20%まで引き上げるよう当局から指導があり、このために融資残高が 4000 億元（約 6 兆円）から 2500 億元（約 3.8 兆円）に減少したとされる。

フィンテック企業と金融機関が提携して融資を行うモデルは、審査に必要なビッグデータと分析ノウハウを有している企業が有利であり、フィンテック企業側の寡占化が進んでいる。2019 年時点での約 2 兆元の融資残高のうち半分の 1 兆元はアントファイナンス関連が占め、テンセント関連が 2500 億元、平安普惠関連が 3000～4000 億元を占めるとされる。また、アントファイナンスはすでに 400 社の金融機関と提携しているとされる。

このような融資方式にはプラス面とマイナス面の評価・関連規制との論点がある。

1) プラス面の評価

- ・ IT エンジニアを有さない金融機関もビッグデータ分析を活用した融資ができる
- ・ これまで融資が難しかった 1～2 人の中小企業や大学新卒生なども融資審査ができる

2) マイナス面の評価・あるいは関連規制との論点

- ・ 中央銀行が銀行による与信判断等の中核業務の外部委託を禁止していることとの関係
- ・ 金融機関にとって、アントファイナンスによるビッグデータを用いた審査がブラックボックスとなっている

後述するように、中国人民銀行はアントファイナンスやテンセントが有するビッグデータや信用情報などを様々な金融機関が融資審査に利用できるようにしようとしており、これは銀行などがアントファイナンスなどに頼らなくても与信判断ができるようにすることを目標としていると考えられる。

※このセクションの各金融機関の与信額や融資割合などのデータの出所：

－財新 2019 年 10 月 28 日号「2 兆元の共同貸出の挑戦」

－財経 2019 年 8 月 5 日号「最初の借り入れは難しいか？アリペイが中小零細企業の苦痛を緩和」

(5) 多数の金融機関の信用情報を収集する「百行征信」

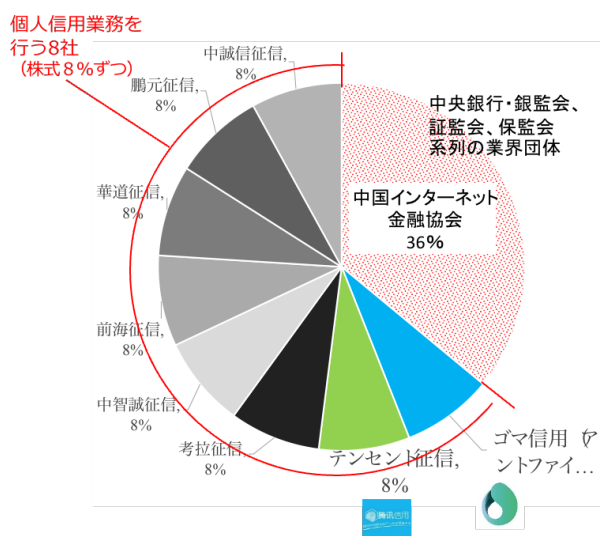
中国人民銀行が「百行征信」を設立し、金融機関の融資審査の参考となる信用情報を収集仕様としている取り組みについて見ていきたい。

① 百行征信の設立

中国人民銀行は、2008年に個人と企業にまたがる信用情報プラットフォームとして「中国人民銀行征信センター」を設立している。これに加えて、中国人民銀行傘下の中国インターネット金融協会は、銀行などの融資審査に役立てるために個人の信用情報を収集する機関として2018年3月に「百行征信」を設立した（「征信」とは個人や企業の返済能力に関する信用調査の意味）。

百行征信の特徴としては、まずその株主構成が挙げられる。百行征信の株式は、中国人民銀行傘下の中国インターネット金融協会が36%を保有し、残り64%については、個人信用情報に関する業務を行うアントファイナンスやテンセント征信など8社が8%ずつを均等に保有している。このような大量のデータを扱う機関を中国人民銀行と関連企業が共同で設立するという構造は、第三者決済機関と銀行の間の資金のやりとりを仲介する「網聯」の設立でも見られた。ただし、網聯が2017年に設立された際には、それぞれの第三者決済機関はより多くの株式を保有しようと競争し、またそのシステム構築にもエンジニアを積極的に派遣していた。一方で、百行征信の場合には、株主となった個人信用情報関連会社は事業の大小に関わらず保有株式比率は8%であり、各社が積極的に百行征信に関与しようとしている形跡が見られない。また、百行征信のシステム構築に株主である個人信用情報関連会社がエンジニアを派遣したとの報道も見当たらない

「百行征信」の株主構成



② 百行征信の業務と信用情報の収集の状況

百行征信の業務としては、最先端のデータ処理技術を活用して、個人と企業への貸付に関する担保情報・負債情報を収集し、貸付業務を行う機関に貸付先の信用情報を提供することが挙げられている。また、個人信用商品などの分野での国家標準・国際的ベンチマーク・業界モデルを検討することも挙げられている（百行征信の関係者による講演内容から）。

百行征信が取り組むべき課題としては、金融情報の「孤島問題」と「ロングテール（小規模・多数の顧客）への対応」が強調されている。「孤島問題」とは、金融信用情報が個別の金融機関に分散している状況をさす。具体的な例としては、ある銀行が顧客に融資を行おうとするときに、別の銀行がその個人に対してすでに融資を行なっているかどうか把握できないため正確な融資判断ができない問題である。「ロングテール」とは、小規模・多数の顧客についてはこれまで利用・収集できる信用情報が少なく、伝統的金融機関が不得手としてきた領域を指す。

ただし、孤島問題については、2008年に設立された「中国人民征信センター」がかなり多くの信用情報を収集している。具体的には、個人については約2900の金融機関から9億人分の銀行預金・貸付、住宅積立金、裁判所決定などの情報を、企業については約2800の金融機関から1830万社の借入金、手形、融資、信用保証などの情報を収集しているとされる。こうした信用情報の提供元となっている金融機関も銀行、保険、証券、信託、消費者金融、自動車ローン企業、住宅積立機関等とかなり幅広い。

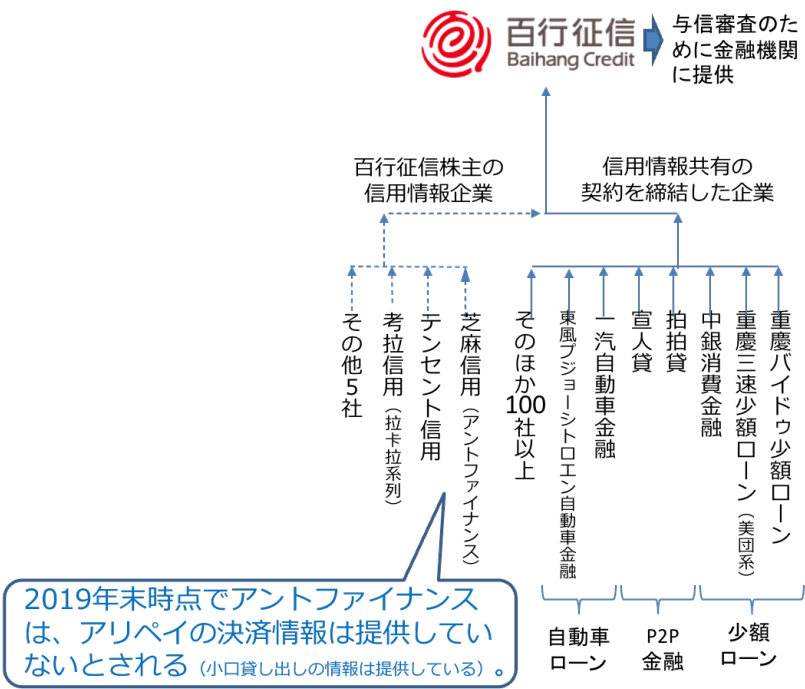
このため、百行征信は、これまでの伝統的な信用情報に加えて、アントファイナンスやテンセントのモバイルペイメントの決済情報を収集しようとしていると度々報道されてきた。前述の通り、アントファイナンスなどの保有するモバイルペイメントの決済データなどは、ロングテール（小規模・多数の顧客）の与信判断に極めて有効である。また、わざわざアントファイナンスやテンセントなどの個人信用を扱う企業を百行征信の株主にしているのは、こうした企業に各社がもっている非伝統的信用情報（モバイルペイメントの決済情報等）の提供を促すためと考えられる。

百行征信のホームページでも収集予定の信用情報として伝統的な信用情報（貸出履歴、負債）に加えて、さまざまな信用評価商品を収集すると述べているが、非伝統的な信用情報の収集は順調には進んでいないようだ。伝統的な信用情報としては自動車ローンやP2P金融、小額ローン企業などから貸出履歴など100社以上の金融機関から信用情報をすでに集めていることを公表している。一方で、2019年末時点でアントファイナンスは、少額ローン（借唄）やクレジットサービス（花呗）の情報は提供しているものの、アリペイの決済情報を百行征信に提供することは拒んでいると報道されている。

中国人民銀行や中国銀行保険監督会は、アントファイナンスやテンセントがモバイルペイメントの決済情報の提供に協力していない状況を問題視していると見られる。2020年秋からアントファイナンスへの監督・指導を強化し、ガバナンス体制の刷新や当局の指導を受

け入れることなどを求めているが、その際にたびたび情報の独占的利用などを問題点として指摘している。

百行征信の信用信息の収集ルート（2019 年時点）



第7章 非銀行系融資への規制とアントファイナンスの動向

金融規制当局がアントファイナンスなどの行う融資支援についてどのように扱うかは、しばらくその方向性が定まっていなかったように思われた。アントファイナンスなどが、モバイルペイメントの決済データなどを用いて民間企業、特に中小企業などの信用評価を行い、銀行などからの融資をあっせんする取り組みは、2018年ごろの景気後退局面までは、民間企業向けの融資を増やしたい中国政府当局からは歓迎すべきものだった。しかし、2019年末までにその融資額が年間数兆元（数十兆円）規模に拡大すると、バーゼル規制で定められた自己資本に対する融資額の制限をどのように考えるかといった問題や、融資の判断という銀行の最も主要な業務をアントファイナンスなどのフィンテック企業に頼りきりになってしまうことなど、これまであいまいにしてきた問題が見えだしてくる。中国人民銀行からみれば、アントファイナンスのような新興フィンテック企業は、市民の決済基盤としてや中小企業向け貸し出しを可能にするためにぜひとも必要なものがあるが、一方で既存の金融規制体系の中におさまらないという頭の痛い存在であるに違いない。

それでも、中国人民銀行や銀行保険監督委員会などは、2020年から、バーゼル規制に対応した国内規制をアントファイナンスなどの非銀行系金融機関からの融資に適用することをこころみるようになる。また、2020年秋以降は、規制当局はアントファイナンスを厳格に規制しコントロール下に置くように明確に方針を転換し、アントファイナンス全体に対する指導や規制を強化していくだけでなく、アントファイナンスがデータをモバイルペイメントなどのデータを独占することを非難し、融資判断に必要なデータの解放を求めるようになる。

以下では、2020年以降の、アントファイナンスなどを含む非銀行系融資に対する規制強化の動きと、アントファイナンスなどのフィンテック企業に対する中国当局の監督強化の動きについて紹介する。

（1）非銀行系融資に対する規制の強化

2020年9月以降、中国金融規制当局は、段階的にフィンテック企業が関係するネット少額貸出業務に対する規制を発表した。以下にその概要を掲載する。

2020 年に発表された非銀行系機関が行うネット少額貸出業務に関する規制の概要

	規定の主要な内容
銀行保険監督委員会弁公庁 少額貸出企業監督管理の強化に関する通知 (2020 年 9 月公布)	① 外部資金調達の上限 - 銀行借り入れなどの非標準的形式の資金調達 自社純資産の 1 倍まで - 社債の発行・資産証券化商品 (ABS) 等の発行等 自社純資産の 4 倍まで ② 少額貸出企業の融資 - 法令・国のマクロコントロール・産業政策と合致しなければならない。 - 小口貸出企業の融資を金融・デリバティブなどの投資、不動産市場での違法な投資などに使ってはならない。 ③ 当局による監視の強化
銀保監会・中国人民銀行 ネット少額貸出業務管理暫定弁法 (2020 年 11 月にパブリックコメント)	① 融資上限 - 自然人への貸出 30 万元 (約 500 万円) まで - 法人・組織への貸出 100 万元 (約 1500 万円) まで ② 共同融資の場合 - ネット少額貸出企業の融資が 30% を下回らないこと。

① 融資の原資とするために自己資本に対する外部資金調達の上限を定める

2020 年 9 月に公布された少額貸出企業監督管理の強化に関する通知では、少額貸出を実施するために必要となる資金を銀行借り入れや社債・資産証券化商品などで外部調達する際に、自己資本に対する外部資金の上限を定めていることが最も大きな論点となる。こうした自己資本に対する外部資金の割合に上限を課すことは、バーゼル規制への対応を意識したものである。

外部資金の調達を自社純資産の額をもとに上限を定められることは、アントファイナンスの行う少額融資について大きな制約となる。少額貸出企業監督管理の強化に関する通知では、外部調達してよい資金の割合は、銀行からの借り入れは自社純資産の 1 倍まで、社債の発行・資産証券化商品 (ABS) 等は自社純資産の 4 倍までとされ、合計しても融資に利用可能な資金は自社純資産の 6 倍までとされる。一方で、アントファイナンスのレバレッジは 50～60 倍との試算 (財新 2020 年 11 月 9 日版) もあり、この規定によってアントファイナンスは少額融資の額を減らすか、自社純資産を増やすことが必要となる。

② 共同融資モデルの際のフィンテック企業が融資額に占める割合

中国銀行保険監会と中国人民銀行は、2020 年 11 月 2 日から 12 月 2 日の期間で「ネット少額貸出業務管理暫定弁法案」のパブリックコメントを実施した。

この暫定弁法は、ネット小額貸出業務の業法であり、ネット小額貸出業務を以下のように定義する。

ビッグデータ、クラウドコンピューティング、モバイルインターネットなどの技術を用いて、ネットプラットフォームを運営して顧客の経営・ネット消費・ネット取引などの内製的数据を蓄積するほか、合法的な手段で他のデータベースの情報を受け取ることで、顧客借主の信用リスクを分析・評価し・貸出方式や貸出額を決定し、顧客からの貸出申込み・リスク審査・貸出審査・貸出実行から貸出金の回収までの過程をオンラインで行える小額貸出業務をいう。

少々長い定義であるが、「ネット小額貸出業務」の要件は以下の3つの要素に集約できるだろう。アントファイナンスなどが行う小額貸出しの業務をよく表現していると思う。

- 1) オンライン技術によりネットプラットフォームを通じて顧客の様々な情報を収集する
- 2) 収集した情報をもとに顧客の信用リスクを分析・評価し、貸出を決定する
- 3) 顧客からの貸出申込み・融資審査・貸出実行・貸出金回収までの一連の過程をオンラインで行うことができる

暫定弁法は、ネット小額貸出業務に対して、国家の産業政策と信用政策にそって行い、中小企業・農民・低所得者などのインクルーシブファイナンスが重要となるサービス目標にサービスを提供することを求めている。政府当局としては、アントファイナンスなどの小額貸出を規制しつつも、従来中国の銀行融資が及びにくかった中小企業向けや低所得者などへ資金提供することについては、きわめて高い期待をもっていることがうかがえる。

(ネット小額貸出業務管理暫定弁法案の具体的措置)

- 1) ネット小額貸出業務への参入要件を定め、省政府・中央政府の承認を必要とさせる
 - ・ 中華人民共和国の会社法の規定に準拠した定款を有する。登録資本金を有する。
 - ・ 支配株主・実質的な管理者・最終受益者に故意または重過失の前科がないこと
 - ・ 支配株主の信用記録が良好であり、過去三年間に重大な違法・不順守の記録がない
 - ・ 健全な組織体制・内部統制及びリスク管理体制を有する
 - ・ インターネットプラットフォーム等の技術的能力を有する
 - ・ マネーロンダリング防止・テロ資金調達防止のための管理措置を講じている
- 2) 1案件ごとの融資額の上限を定める
 - ・ 自然人向け貸出：貸出 30 万元（約 500 万円）まで、過去三年間の平均年収の 3 分の 1 を超えない
 - ・ 法人・組織向け貸出：100 万元（約 1600 万円）まで
- 3) 特定の融資案件の融資額においてネット小額貸出企業の融資が 30% を下回らないこと

ネット少額貸出業務暫定弁法案の中で、ネット少額貸出業務を行う事業者にも最も影響があるのは、「3）ネット少額貸出企業の融資が30%を下回らない」であろう。現在アントファイナンスが銀行と共同融資を行う場合には、融資額に占めるアントファイナンスの割合は1%～10%に過ぎないとされるが、利息収入のうち30%程度はアントファイナンスが受け取っているとされる。これをアントファイナンスも融資の実施自体を30%程度負担するように指示しているのである。これに従えば、アントファイナンスが融資できる資金が同一である場合には、融資する総額を大幅に減らさなくてはならない。また、アントファイナンスが融資額全体に占める割合を1%～10%から30%に増やしても、利息全体に占めるアントファイナンスの取り分を現在の30%から大幅に増やすことは難しいだろう。いずれにせよ、アントファイナンスの収益は大幅に低下するだろう。

ネット少額貸出業務暫定弁法案の中で、借り手にも影響があると考えられるのは、「2）1案件ごとの融資額の上限を定める」である。ネット少額貸出業務からの企業向け貸し出しは1件100万元（約1500万円）までに制限されるが、企業が成長して100万元以上の資金が必要となったとき、銀行からの融資が受けられず資金調達先に悩む企業も現れるだろう。

ネット少額貸出業務暫定弁法案のこれらの措置は、共同融資の相手方となる銀行にメリットが多いものである。共同融資の際にアントファイナンスの取り分が減ることは、銀行の取り分が増えることを意味する。また、ネット少額貸出業務の範囲を100万元までに制限することは、それ以上の大型の案件は銀行などの既存銀行むけの市場として残される。一方で、ネット少額貸出業務暫定弁法案によってアントファイナンスによる共同融資全体が減少したり、1件当たりの上限が100万元に制限されたりすることは、これまではネット少額貸出によって資金調達できていた企業の中にも資金調達ができなくなるものがでてくることが考えられ、マイナスの影響もあるだろう。

（2）アントファイナンスの反応と政府による監督強化

① ジャック・マー氏の講演

こうした一連の規定に対してアントファイナンスやテンセントなどのフィンテック企業は公にはコメントしていない。しかし、9月7日に少額貸出企業監督管理の強化に関する通知が発表されて1カ月半後の10月24日に上海第2回外灘金融サミットにおいてアントファイナンスの実質的な管理者とされるジャック・マー氏が講演した際に、中国の金融規制について述べた部分があった。

上海第2回外滩金融サミットでのジャック・マー氏講演のうち金融規制に関する部分

- ・ バーゼル合意は『老人クラブ』だ。何十年も運営されてきた欧州の金融システムの老朽問題に対応するものである。一方、中国の金融セクターは、そもそも金融システムがないから、システミックリスクも起こらない。
- ・ 優れたイノベーションにとって規制は脅威ではない。ただし、過去と同様の規制は脅威になる。これまでのやり方で未来を規制してはいけない。
- ・ 習主席が「統治能力を高める」と言ったのは、秩序ある規制の下で健全で持続可能な発展を維持することであって、規制のせいで発展が阻害されることを指すのではない。規制を作ることは難しくないが、難しいのは、持続可能で健全な発展を生み出す制度を提供することだ。
- ・ 中国の銀行は、(担保主義で)質屋の意識から抜け出していない。ビッグデータに基づく信用ベースのシステムに変えていかなければならない。

講演の前月に発表された「小額貸出企業監督管理の強化に関する通知」は、バーゼル規制を踏まえたものなので、ジャック・マー氏が「バーゼル合意は『老人クラブ』だ」と呼んだのは、この通知の内容を非難したと考えられる。講演をとおして、ジャック・マー氏はバーゼル規制の考え方を「時代遅れ」と批判し、バーゼル規制が懸念する金融システミックリスクについては、「中国には金融システムがないから、システミックリスクは起こらない」と主張しているのである。

② 金融規制当局のアントファイナンスへの指導と監督管理強化の方針

アントファイナンスなどのフィンテック企業が行うネット小額融資業務は銀行が不得手な中小企業向け貸し出しに効果があることから、中国の金融規制当局からすればアントファイナンスの取組みをいかに既存規制の枠組みにソフトランディングのかたちで適合させるかを検討していたはずである。こうした金融規制当局にとって、ジャック・マー氏に「老人クラブ」「過去の規制方法（で新産業を取り締まろうとしている）」「習近平主席の趣旨を理解していない」といわれることは、「そりゃあないだろう」という気持ちにさせたはずである。

ジャック・マー氏の講演から8日後の11月2日から数日は中国の金融業界にとって忙しい日々となった。雑誌「財新」11月15日号によれば、11月2日夜8時に中国銀行保険監督委員会と中国人民銀行がネット小額貸出業務の業法である「ネット小額貸出業務管理暫定弁法案」のパブリックコメントを開始する。また、その30分後に、中国人民銀行・銀行保険監督委員会・国家外貨管理局・中国证券监督管理委员会の4機関は、アントファイナンスの関係者の中から同社の実質的な管理者とされるジャック・マー氏、董事長の賢棟氏、総裁の胡曉明氏に対して規制に関するヒアリングを行ったことを発表した。11月3日には、アントファイナンスは11月5日に予定していた上場を停止することを発表する。11月4日

には、証券監督管理委員会が「最近のフィンテック企業に対する規制環境の変化がアントグループの業務構造や収益モデルに重大な影響を与える可能性がある」とコメントを発表した。

12月26日には中国人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、中国証券監督管理委員会、国家外国為替管理局の金融監督管理4部門がアントファイナンスに対する指導を行い、翌27日に中国人民銀行の潘功勝副総裁が指導内容について会見でコメントした。少々長くなるが引用したい。

12月27日 中国人民銀行潘功勝副総裁の会見

問：今回の指導の主要な内容は。

答：金融管理部門は金融の法律・法規および監督管理の要求に従い、アントグループの現在の経営に見られる次のような主要な問題を指摘した。①コーポレートガバナンス（企業統治）の仕組みが不備である。法律意識が弱く、監督管理のコンプライアンスを軽視し、規定に反した監督管理で利ざや稼ぐ行為がみられる。市場における優位な地位を利用し、同業経営者を排除している。消費者の合法的權益を損ない、消費者の苦情を招いている。

金融管理部門はアントグループに対し重点業務分野の是正を要求した。

- 1、決済の本来業務に戻り、取引の透明性を高め、不正競争を厳禁する。
- 2、個人信用調査業務について法に基づき認可を受け、コンプライアンス順守の経営を行い、個人のデータ、プライバシーを保護する。
- 3、金融持株会社を法に従って設立し、②監督管理の要求を厳格に実行に移し、資本充実と関連取引のコンプライアンスを確保する。
- 4、コーポレートガバナンスを整備し、②プルーデンス監督管理の要求に従い、規定違反の信用貸付、保険、理財〈資産運用〉などの金融活動を厳格に是正する。
- 5、証券ファンド業務を法律・規定に従って行い、証券関連機関のガバナンスを強化し、資産証券化業務を規定に従って行う。（中略）

問：フィンテックに対する金融管理部門の監督管理政策の方向は。

答：今後の（フィンテックに対する）監督管理の政策方向は以下の原則を順守する。

- 1、独占を断固打破し、不正競争行為を是正、調査、処分し、公平な競争の市場秩序を守る。
- 2、①すべての金融活動を法律・法規に従い監督管理の対象とし、金融業務は許可を受けることを堅持し、各種法律・規定違反行為については「ゼロトレランス」を堅持する。
- 3、「公有制経済を主体とし、各種所有制経済の共同发展をはかる」を堅持し、法に基づき財産権を保護し、企業家精神を発揚し、市場主体の活力と社会創造力を喚起し、わが国のフィンテック企業の世界的コア競争力を高める。

翻訳：日刊中国新聞 下線を付したのは筆者

潘功勝副総裁の会見の内容は、上海第 2 回外灘金融サミットでのジャック・マー氏の講演に対する中国規制当局の回答のようにも思える。ジャック・マー氏は講演の中で「バーゼル合意は『老人クラブ』だ」「過去と同様の規制は脅威になる。これまでのやり方で未来を規制してはいけない。」などという言葉で、フィンテック企業に対しての規制や監督を増やさないと、特にバーゼル合意を踏まえた規制は必要性が薄いと述べた。これに関連する潘功勝副総裁の会見でのコメントは以下のようなものであった。

- ・（フィンテックに対する監督管理は）すべての金融活動を法律・法規に従い監督管理の対象とし、金融業務は許可を受けることを堅持し、各種法律・規定違反行為については「ゼロトレランス」を堅持する。
- ・（アントファイナンスは）規定に反した監督管理で利ざや稼ぐ行為がみられる。
- ・（フィンテックに対する監督管理は）プルーデンス監督管理の要求に従い、規定違反の信用貸付、保険、理財〈資産運用〉などの金融活動を厳格に是正する。

潘功勝副総裁の会見では、アントファイナンスは法律意識が弱いこと、（当局の）監督管理の要求を厳格に実行に移すべきことが述べられている。ただし、具体的にどのような法令に違反しているのか、今回のアントファイナンスに対する指導がどのような法律に基づいているのかは明示されていない。具体的な規定体系は、2020 年 9 月に公布された「小額貸出企業監督管理の強化に関する通知」や 11 月にパブリックコメントに付された「ネット小額貸出業務管理暫定弁法」などをもとに今後さらに具体化していくものと考えられる。

指導の中では、アントファイナンスやフィンテック企業の独占的行為を問題視し、これを取り締まることも述べられている。これはのちに述べるように、ネット小額貸出業務よりも、モバイルペイメントなどの非銀行系決済に関連するものであろう。

こうした金融当局からの指導に対して、アントファイナンスは業務改善作業チームを発足させ対応をしていると報道されている（1 月 15 日の中国人民銀行の陳雨露副総裁の会見等）。

③ 金融当局からアントファイナンスに対する 2 度目の指導

2021 年 4 月に入り、中国人民銀行等の金融監督 4 機関はアントファイナンスに対して再度指導を行った。指導の内容は、法令順守や健全性に注目した監督管理の要求などのように 2020 年 12 月の指導を再確認するものが多く、金融機監督当局がアントファイナンスに対して是正措置の策定・実行の加速を求めている。

金融当局がアントファイナンスに対して要求している改善内容について中国人民銀行の潘功勝副総裁が会見でコメントしているため、引用したい。

4月12日：中国人民銀行潘功勝副總裁のアントファイナンスへの指導に関するコメント

問：アント集団の是正プランの主な内容は。

答：アント集団が是正の取り組みを始めて以来、金融管理部門は是正措置についてアント集団と意思疎通を深め、アント集団が全面的に実行可能な是正プランを形成するよう督促した。是正内容は主に次の五つだ。

- 1、①決済業務の不正競争行為を正し、決済方式で消費者により多くの選択権を与え、支付宝（アリペイ、モバイルペイメント）と「花唄（クレジット）」、「借唄（少額貸出）」などの金融商品との不正な接続を遮断し、決済チェーン回路に貸付業務をはめ込むなど規定違反行為を是正する。
- 2、②情報独占を打破し、「信用調査業管理条例」の要求を厳格に守り、法に従い許可を受けて行う個人信用調査業務は「合法、最低限、必要」の原則を守って個人情報収集、使用し、個人と国家の情報セキュリティを保障する。
- 3、アント集団全体で金融持ち株会社を申請、設立し、金融活動を行うすべての機関を持ち株会社の監督管理下に置き、リスク切り離し措置を整え、関連取引を規範化する。
- 4、プルーデンス監督管理の要求を厳格に実行に移し、コーポレートガバナンスを整え、規定違反の融資、保険、理財〈資産運用〉などの金融活動を真剣に是正し、高いレバレッジやリスク汚染を抑制する。
- 5、①重要ファンド商品の流動性リスクを抑制し、「余额宝」〈預け金のファンド運用で利息がつく商品〉の残高を主体的に減らす。

翻訳：日刊中国新聞

アントファイナンスへの指導の具体的な内容として、モバイルペイメント分野で高いシェアをもつアリペイを自社の他のサービスと連携させることを問題視していることが注目される（上記①）。具体的には、アリペイ（モバイルペイメント）がクレジットサービス（花唄）や少額貸出サービス（借唄）と連携していること、アリペイユーザーが預けている資金を運用するサービス（余额宝）を問題視している。また、「決済方式で消費者により多くの選択権を与え（るべき）」としているのは、現在アントファイナンスやアリババが出資しているネットビジネス（ネット通販のアリババや天猫、フードデリバリーのウーラマ、シェア自転車のハローバイクなど）では、決済にアリペイしか使えないことを問題視していると思われる（逆にテンセントが出資・提携しているネットサービスでは、WeChat Payしか使えないことが多い）。

また、アントファイナンスが扱う膨大な情報に関する指導が行われている（上記②）。個人情報の収集・使用が合法的で必要最低限であるべきことは当然であるが、これ以外に「情報独占の打破」が掲げられていることが注目される。情報独占がなにを指すかは明確にされていないが、アントファイナンスが保有するモバイルペイメントの決済情報などを自社のビジネスでのみ利用していることを問題視していると考えられる。

アントファイナンスにとっては、アリペイでは決済手数料を低額に抑えているため、モバイルペイメント自体ではほとんど利益がでないに違いない。アリペイを収益に結びつけていくには、モバイルペイメント分野でのアリペイの高いシェアを利用して自社のエコシステムを広げていくか、収集したデータを分析しビジネスに活かしていくことが考えられるが、今回の指導ではそのどちらも改善を求められており、アントファイナンスには頭の痛い内容となっている。

なお、中国当局は、アントファイナンスと関連の深いネット通販のアリババにも様々な指導を行っている。2020 年 12 月 26 日に金融監督 4 官庁などがアントファイナンスに対して 1 回目の指導を行ったが、この 2 日前の 12 月 24 日には、アリババに対して国家市場監督管理総局が立ち入り検査を行っている。問題視されたのは、アリババに出店する事業者に他のプラットフォームへの出店を制限する「二者択一」という慣行である。4 月 12 日には中国人民銀行等の金融監督 4 機関がアントファイナンスに対して 2 度目の指導を行ったが、その 2 日前の 4 月 10 日に、国家市場監督管理総局は、優越的地位を利用して出展企業に「二者択一」を要求してきたとして、182 億元（約 3000 億円）の罰金を科すと発表した。

（3）モバイルペイメントを含む非銀行系決済に対する規制の強化

中国人民銀行などの金融規制当局は、アントファイナンスの主要業務であるモバイルペイメントについても新たな制度を発表した。モバイルペイメントについては、2017 年から 2018 年に統一的決済機関「銀聯」を通じた決済を行うことや、決済利用ユーザーからの資金の 100%に相当する資金を中央銀行に預託することなどの制度整備が、その制度整備は一巡したかに思われた。しかし、中国人民銀行などの金融規制当局がアントファイナンスに対して第 1 回目の指導を行った約 2 週間後の 2021 年 1 月 12 日に、中国人民銀行は「非銀行系決済機関条例」のパブリックコメントを開始した。これはいうなればモバイルペイメントを含む非銀行系決済の業法ともいえる内容となっている。

非銀行系決済機関条例案パブリックコメントの特徴的内容

機関の主要株主・実質的な管理者にある者	・ 過去3年間に前科、重大な法令違反がないこと。 ・ 十分な資本力を有し、安定した収益源と持続可能な発展能力を有する。 ・ 市場における支配的地位の濫用などの不正競争を行っていない。 ・ 市場操作・市場秩序を乱す行為を行っていない。 ・ 中国人民銀行は、非銀行決済機関の主要株主・実質的な管理者の審査と徹底した監督を行う。主要株主・主要株主の自己資金の出所、性質及び流れを厳格に審査する。
指導監督	・ 中国人民銀行は、非銀行決済機関の正常な運営がリスク事案により影響を受け利用者の正当な権利利益が害される場合、リスクの警告、資本の補充、重要資産の取引制限、資産の一部売却等の措置をとることができる。 ・ 非銀行決済機関やその主要株主又は実質的な管理者は、海外投資等のように事業発展・決済事業の安定性・継続性又は利用者の権利・利益に重大な影響を及ぼす可能性のある重要事項を実施しようとする場合、当該事項を実施する前に、中国人民銀行に報告しなければならない。
利用者・特約店に関する情報の扱い	・ 法令の定めるところにより、利用者情報及び取引記録を保存し、関係当局からの利用者情報・取引情報の照会に協力し、また、所轄官庁からの利用者資金の凍結又は保留に協力しなければならない。 ・ 利用者情報の収集・利用は、適法性・必要性の原則に従い、利用者情報の収集・利用の規程を開示し、利用者の明示的な同意を得なければならない。また、提供するサービスと無関係な利用者情報を収集してはならない。
独占状態の判断と是正措置	・ 次のいずれかのとき、中国人民銀行は独占禁止執行当局に相談し、早期警戒のための面談等の措置を講じることができる。 ① ある非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが3分の1以上 ② 2社の非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが2分の1以上 ③ 3社の非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが5分の3以上 ・ 次のいずれかのとき、中国人民銀行は独占禁止執行当局に相談し、非銀行決済機関が市場支配力を持っているかどうかを審査することができる。 ① ある非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが2分の1以上 ② 2社の非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが3分の2以上 ③ 3社の非銀行決済機関の、電子決済市場でのシェアが4分の3以上
業界団体の自主規制	・ 中国決済清算協会は、法律に基づき業界自主管理を行い、中国人民銀行の監督指導を受けなければならない。また、中国決済清算協会は、非銀行決済機関の業界自主規制規範を策定し、中国人民銀行に報告したあと、実施する。

資料：非銀行系決済機関条例案をもとに筆者作成

「非銀行系決済機関条例案」のパブリックコメントは、第三者決済などのモバイルペイメントや銀聯などの非銀行系決済について、その決済運営機関のガバナンスや株主構成、市場シェアなどからくる市場支配力などに着目しており、2020 年 12 月のアントファイナンスに対する指導内容と同じ方向性を持つものといえる。

非銀行系決済機関条例案の特徴の一つは、非銀行系決済機関だけでなく、その「実質的な管理者」「主要株主」に対しても厳しい要件が課されていることである。ジャック・マー氏はアリババやアントファイナンスの業務からは引退しているが、創業者であり間接的に大株主であることから、2020 年 11 月に中国人民銀行等の金融監督 4 機関がジャック・マー氏を聴取した際には「アントファイナンスの実質的な管理者（コントローラー）であるジャック・マー氏」と紹介されていた。非銀行決済機関の実質的な管理者にあるものは、十分な資本力を有する・支配的地位の濫用を行っていないなどの要件が課されているだけでなく、中国人民銀行の様々な監督管理の対象にもなる。例えば、非銀行決済機関やその実質的な管理者が行う海外投資についても、事業発展・決済事業の安定性・継続性に影響を及ぼすと考えられるものは中国人民銀行に事前に届け出なくてはならない。広く解釈すればアントファイナンスが海外で投資するモバイルペイメント関係の投資やジャック・マー氏が関係するアリババの海外投資なども、大規模なものは中国人民銀行への事前届け出が必要になる可能性がある。

非銀行系決済機関条例案の特徴の第 2 は、独占状態の判断の基準が示されたことである。非銀行系決済機関条例案では、非銀行系決済におけるトップ 2 社のシェアが 2 分の 1 以上であれば早期警戒の対象となり、3 分の 2 以上であれば市場支配力が強まっているか審査をすることとされた。現在第三者モバイル決済の分野でアントファイナンス（アリペイ）とテンセント（WeChat Pay）は 90%以上のシェアを有しており圧倒的であるが、非銀行系決済には、第三者モバイル決済だけでなく銀聯やクレジットなども含むため、シェアは幾分下がると思われる。それでもおそらく 2 社のシェアは 50%を超えており、今後早期警戒の対象となると考えられる。

（４）今後のプラットフォーマー規制の動き

第三者モバイル決済やネット少額貸出業務は過去 3 から 5 年で急激に成長し、中国の市民生活や企業行動を大きく変えてきたが、中国の金融規制当局による規制や監督も手探りの状態である。

中国では、新産業が現れる際に、既存の規制があっても取り締まらずにしばらく市場の動向を見ていることが多い。モバイルペイメントについても、当初二次元コード決済を認めなかったが、規制の執行があいまいなまま巨大なプラットフォームになったため、2017 年ごろから規制の体系が整備されている。ネット少額貸出については 2020 年半ばから本格的な

規制体系の構築が始まっているが、バーゼル規制などの既存の金融規制との枠組みの整合性に苦心しているように見える。こうしたモバイルペイメントやビッグデータを用いたネット少額決済は世界に先駆けて中国で市場が拡大しており、市場の面でも規制の面でも試行錯誤が続いている。

フィンテックやネットビジネスにおいて規制や指導の焦点の一つが、プラットフォームが収集する決済情報などのビッグデータの扱いである。自らのプラットフォームで収集したデータを自社のみで利用したい事業者と、政府も関与するプラットフォームにデータを収集したい政府当局との間で様々な駆け引きが続いており、今後も「データは誰のものか」という問題は継続的に議論されていくだろう。

また、中国政府が、2020 年ごろからフィンテックをはじめとしたプラットフォームビジネスに対して規制・指導監督を強化する方針に転換したように見えることも注目される。中国のネットビジネスは、ネットビジネスに対する免許制度やコンテンツに対する規制はあるものの、それ以外は規制や行政による指導監督が比較的すくないためにのびのびと発展してきたという側面がある。金融面でも、銀行や保険などの業務が厳しい規制がある一方で、モバイルペイメントは比較的規制が少ないなかで発展してきた。モバイルペイメントやネット少額貸出業務の市場が拡大しているため、市場の安定のためにある程度の規制強化は致し方ないところであるが、今後こうした市場の拡大スピードが減速することは避けられないだろう。